

## 相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p><u>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p><u>ニ 相互協議手続 相互協議の申立てに応じて相互協議を実施するために本事務運営指針に定められた一連の手続をいう。</u></p> <p>ホ 租税条約等実施特例省令 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵・自治省令第1号)をいう。</p> <p>ハ 相続税条約実施特例省令 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)をいう。</p> <p>ト 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第68条の88第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいう。</p> <p>チ 移転価格事務運営要領 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>リ 連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運</p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p><u>この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>(新設)</p> <p>ニ 租税条約等実施特例省令 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵・自治省令第1号)をいう。</p> <p>ホ 相続税条約実施特例省令 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)をいう。</p> <p>ハ 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第68条の88第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいう。</p> <p>ト 移転価格事務運営要領 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>チ 連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運</p>

改正後	改正前
<p>営指針)において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>又 恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>ル 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>ヲ <u>個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</u></p> <p>ヅ <u>納税の猶予 租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)、同法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び同法第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)<u>及び同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)</u>に規定する納税の猶予をいう。</u></p> <p>カ 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める</p>	<p>営指針)において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>リ 恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>ヌ 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>(新 設)</p> <p>ル 納税の猶予 租税特別措置法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第11項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第10項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)<u>又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第10項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)</u>に規定する納税の猶予をいう。</p> <p>ヲ 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める</p>

改正後	改正前
<p>納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>ヨ 事前確認 移転価格事務運営要領 1-1 (35)に<u>定める</u>事前確認、連結法人に係る移転価格事務運営要領 1-1 (37)に<u>定める</u>事前確認、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (16)に<u>定める</u>事前確認、<u>個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (16)に定める事前確認</u>若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (14)に<u>定める</u>事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>タ 確定申告書 所得税法第 2 条第 1 項第 37 号《定義》及び法人税法第 2 条第 31 号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第 2 条第 1 項第 16 号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第 6 条第 8 号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び同法第 40 条第 14 号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第 1 条の 2 第 2 号及び第 3 号《定義》に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>レ 連結確定申告書 法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>ロ 個別帰属額等の届出書 法人税法第 81 条の 25 第 1 項及び第 2 項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>リ 居住者 所得税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者をいう。</p> <p>ネ 非居住者 所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者をいう。</p> <p>ナ 内国法人 法人税法第 2 条第 3 号に規定する内国法人(<u>同条第 8 号に規定する人格のない社団等を含む。</u>)をいう。</p> <p>ラ 外国法人 法人税法第 2 条第 4 号に規定する外国法人(<u>同条第 8 号に規定</u></p>	<p>納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>ワ 事前確認 移転価格事務運営要領 1-1 (35)に<u>規定する</u>事前確認、連結法人に係る移転価格事務運営要領 1-1 (37)に<u>規定する</u>事前確認、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (16)に<u>規定する</u>事前確認若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (14)に<u>規定する</u>事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</p> <p>カ 確定申告書 所得税法第 2 条第 1 項第 37 号《定義》及び法人税法第 2 条第 31 号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第 2 条第 1 項第 16 号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第 6 条第 8 号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び同法第 40 条第 14 号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第 1 条の 2 第 2 号及び第 3 号《定義》に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>コ 連結確定申告書 法人税法第 2 条第 32 号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>ク 個別帰属額等の届出書 法人税法第 81 条の 25 第 1 項及び第 2 項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により連結子法人がその本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>ケ 居住者 所得税法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する居住者をいう。</p> <p>ク 非居住者 所得税法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者をいう。</p> <p>コ 内国法人 法人税法第 2 条第 3 号に規定する内国法人をいう。</p> <p>セ 外国法人 法人税法第 2 条第 4 号に規定する外国法人をいう。</p>

改正後	改正前
<p>する人格のない社団等を含む。)をいう。</p> <p>△ 連結親法人 法人税法第2条第12号の<u>6</u>の7に規定する連結親法人をいう。</p> <p>㊦ 連結子法人 法人税法第2条第12号の<u>7</u>に規定する連結子法人をいう。</p> <p>⊕ 連結法人 法人税法第2条第12号の7の<u>2</u>に規定する連結法人をいう。</p> <p>ノ 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>オ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>ク 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>ヤ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>マ 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>ケ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p> <p>ヅ 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p>	<p>ナ 連結親法人 法人税法第2条第12号の<u>7</u>の2に規定する連結親法人をいう。</p> <p>㊦ 連結子法人 法人税法第2条第12号の<u>7</u>の3に規定する連結子法人をいう。</p> <p>⊕ 連結法人 法人税法第2条第12号の7の<u>4</u>に規定する連結法人をいう。</p> <p>ウ 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は内国法人をいう。</p> <p>⊕ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>ノ 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>オ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>ク 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>ヤ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p> <p>マ 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p>

改正後	改正前
<p>コ 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>ク 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>ケ <u>個人担当部門 税務署において、所得税(源泉所得税の調査事務を含む。)、復興特別所得税及び個人課税事業者の資産の譲渡等に係る消費税事務を所掌している部門をいう。</u></p> <p>コ 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>ク 徴収猶予(地方税) 地方税法第55条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第55条の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》)、同法第72条の39の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第72条の39の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》)及び同法第321条の11の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第321条の11の3《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》)に規定する徴収猶予をいう。</p> <p>キ 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知 地方税法第55条の3《法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては同法第55条の5《連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)及び同法第72条の39の3《法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連</p>	<p>ケ 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>ク 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。 (新 設)</p> <p>コ 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>ク 徴収猶予(地方税) 地方税法第55条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第55条の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》)、同法第72条の39の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第72条の39の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》)及び同法第321条の11の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第321条の11の3《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》)に規定する徴収猶予をいう。</p> <p>ケ 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知 地方税法第55条の3《法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては同法第55条の5《連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)及び同法第72条の39の3《法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連</p>

改正後	改正前
<p>結法人にあっては同法第72条の39の5《連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)に規定する通知をいう。</p> <p>㉒ 個別帰属法人税額 地方税法第23条第1項第4号の2《道府県民税に関する用語の意義》に規定する個別帰属法人税額をいう。</p> <p>㉓ 都道府県税務課 都道府県において都民税又は道府県民税及び事業税に関する事務をつかさどる課室等をいう。</p> <p>㉔ 事業年度 法人税法第13条《事業年度の意義》に規定する事業年度(同法第14条《みなし事業年度》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)、<u>同法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度、地方法人税法第7条《課税事業年度》に規定する課税事業年度又は地方税法第72条の13第1項《事業年度》に規定する事業年度</u>をいう。</p> <p>㉕ 仲裁手続に係る実施取決め 我が国の権限ある当局が、租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局との合意により定めた仲裁手続の実施方法に係る取決めをいう。</p>	<p>結法人にあっては同法第72条の39の5《連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)に規定する通知をいう。</p> <p>㉒ 個別帰属法人税額 地方税法第23条第1項第4号の2《道府県民税に関する用語の意義》に規定する個別帰属法人税額をいう。</p> <p>㉓ 都道府県税務課 都道府県において都民税又は道府県民税及び事業税に関する事務をつかさどる課室等をいう。</p> <p>㉔ 事業年度 法人税法第13条《事業年度の意義》に規定する事業年度(同法第14条《みなし事業年度》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)<u>又は同法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度</u>をいう。</p> <p>㉕ 仲裁手続に係る実施取決め 我が国の権限ある当局が、租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局との合意により定めた仲裁手続の実施方法に係る取決めをいう。</p>
2 (省 略)	2 (同 左)
第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議	第2 居住者・内国法人等からの申立てに係る相互協議
3 相互協議の申立てができる場合	3 相互協議の申立てができる場合
<p>(1) 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第1項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って行うことができる。</p>	<p>相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第1項<u>若しくは第4項</u>《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って行うことができる。</p>
(注)1 (1)により相互協議の申立てを行うことができるのは、例えば次のような	(注)1 相互協議の申立てを行うことができるのは、例えば次のような場合であ

改正後	改正前
<p>場合である。</p> <p>イ (省略) (削除)</p> <p>ロ 居住者又は内国法人が、相手国等における恒久的施設の有無又は相手国等に有する恒久的施設に帰せられる所得の金額について、相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合 (削除)</p> <p>ハ 居住者又は内国法人が、相手国等において行われる所得税の源泉徴収について、租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合</p> <p>ニ 非居住者で日本の国籍を有する者が、相手国等において、当該相手国等の国民よりも重い課税又は要件を課され、又は課されるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合</p> <p>ホ 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、相互協議を求める場合</p> <p>ヘ 相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、相続税条約実施特例省令第3条第1項の規定により、二重課税回避のため、相互協議を求める場合</p>	<p>る。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ <u>内国法人とその国外関連者との間における取引に係る事前確認について、当該内国法人が、移転価格事務運営要領6-2又は連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合</u></p> <p>ハ 居住者又は内国法人が、相手国等における恒久的施設の有無又は相手国等に有する恒久的施設に帰せられる所得の金額について、相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合</p> <p>ニ <u>内国法人が、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行うとともに、相互協議を求める場合</u></p> <p>ホ 居住者又は内国法人が、相手国等において行われる所得税の源泉徴収について、租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合</p> <p>ヘ 非居住者で日本の国籍を有する者が、相手国等において、当該相手国等の国民よりも重い課税又は要件を課され、又は課されるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合</p> <p>ト 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、相互協議を求める場合</p> <p>チ 相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、相続税条約実施特例省令第3条第1項の規定により、二重課税回避のため、相互協議を求める場合</p>

改正後	改正前
<p>2 (省 略)</p> <p><u>(2) (1)の定めにかかわらず、移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行うとともに、租税条約の規定に基づく相互協議を求める場合には、当該事前確認に係る相互協議の申立てを行うことができる。</u></p> <p>4 (省 略)</p> <p>5 事前相談</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領1-1(38)、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(40)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(22)<u>若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(20)に定める局担当課又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(22)に定める局個人課税課をいう。</u>)は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので(移転価格事務運営要領6-10、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-10、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-9若しくは7-9、<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-9又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-9若し</u></p>	<p>2 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>4 (同 左)</p> <p>5 事前相談</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 事前確認に係る申立て前の相談については、庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領1-1(38)、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(40)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(22)又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(20)に<u>規定する局担当課をいう。</u>)は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じているので(移転価格事務運営要領6-10、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-10、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-9若しくは7-9<u>又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-9参照</u>)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれも</p>

改正後	改正前
<p>くは6-9参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(1)の相談に応じた場合に、相談者が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、必要に応じ、その旨庁主管課及び庁徴収課に連絡する。</p> <p>(5) (省 略)</p> <p>(6) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(4)により納税の猶予の申請の意思の連絡を受けた場合には、必要に応じ、局関係課及び局特別整理部門に必要な指示を行う。</p> <p>(7) (省 略)</p> <p>6 相互協議の申立ての手続</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人、確認申出内国法人、<u>確認申出連結法人又は確認申出居住者の納税地の所轄税務署長(確認申出法人、確認申出内国法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)</u>から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2から6-6、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1から7-5、<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1から5-5又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1から6-5まで参照)</u>。</p>	<p>が相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(1)の相談に応じた場合に、相談者が納税の猶予申請の意思を有していることを把握した場合には、必要に応じ、その旨庁主管課及び庁徴収課に連絡する。</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>(6) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(4)により納税の猶予申請の意思の連絡を受けた場合には、必要に応じ、局関係課及び局特別整理部門に必要な指示を行う。</p> <p>(7) (同 左)</p> <p>6 相互協議の申立ての手続</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人、確認申出内国法人<u>又は</u>確認申出連結法人の納税地の所轄税務署長(確認申出法人、確認申出内国法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2から6-6、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1から7-5 <u>又は</u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1から5-5まで参照)。</p>

改正後	改正前
<p>7～12（省略）</p> <p>13 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により相互協議申立書及び添付資料の提出を受けた場合(申立者に8(1)の補正又は8(2)の資料の提出を求めた場合には、当該申立者がこれらを行った場合に限る。)において、その相互協議の申立てに理由があると認めるとき(相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合にあっては、移転価格事務運営要領6-13(2)、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-13(2)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-12(2)、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-12(2)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-12(2)に定めるところにより連絡を受けたとき)には、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れる。ただし、当該相互協議の申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、次の場合に該当することにより相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れないときには、(3)に該当するときに除き、その旨を当該相手国等の権限ある当局に通知する。この通知により相互協議手続を終了することについて当該相手国等の権限ある当局から異なる意見が示されなかった場合には、その後の手続は18(2)に定めるところによる。</p> <p>イ 庁相互協議室が申立者に8(1)の補正又は8(2)の資料の提出を求めたにもかかわらず、申立者がこれらに応じない場合</p> <p>ロ 相互協議の申立てに理由があると認められない場合(相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合においては、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-14(1)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-13(1)、</p>	<p>7～12（同左）</p> <p>13 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により相互協議申立書及び添付資料の提出を受け、その申立てに理由があると認める場合には、次に掲げる場合を除き、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れる。ただし、当該申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。</p> <p>イ 相互協議申立書の記載事項又は添付書類に不備があるために、庁相互協議室が申立者に補正を求めたにもかかわらず、申立者が補正に応じない場合</p> <p>ロ 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行っていない場合</p>

改正後	改正前
<p><u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-13(1)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)に該当する場合)</u></p> <p><u>(3) 庁相互協議室は、相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行っていないこと(申立者が当該事前確認の申出を取り下げた場合を含む。)</u>により相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れないときには、その旨を申立者に通知する。</p> <p><u>(4) 庁相互協議室は、申立者に(3)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する。</u></p> <p><u>(5) 庁主管課は、庁相互協議室から(4)の通知を受けた場合には、その旨を局関係課に通知する。</u></p> <p>14 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人が、連結法人以外の法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)を庁相互協議室に提出するよう求める。</p> <p>(注) (省 略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は(1)又は(2)の届出書の提出を受けた場合には、写しを添付して</p>	<p>(2) 庁相互協議室は、(1)ただし書の場合を除き、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れない<u>場合</u>には、その旨を申立者に通知する。</p> <p><u>(注) 申立てに理由があると認められないために相互協議を申し入れない場合には、申立者への通知に先立ち、その旨を相手国等の権限ある当局に通知するとともに、当該相手国等の権限ある当局から当該通知に対する意見が示されたときには、当該意見の内容も考慮することに留意する。</u></p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) 庁主管課及び庁徴収課は、庁相互協議室から(3)の通知を受けた場合には、その旨を局関係課及び局特別整理部門に通知する。</p> <p>14 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 相互協議申立ての対象となった取引等を有する連結法人が、連結法人以外の法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)を庁相互協議室に提出するよう求める。</p> <p>(注) (同 左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は(1)又は(2)により届出書の提出を受けた場合には、写しを添付</p>

改正後	改正前
<p>庁主管課に通知するとともに、必要に応じ、相手国等の権限ある当局へも通知する。</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>(5) <u>(1)又は(2)の届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、国税庁長官に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後について本事務運営指針の取扱いを適用する。</u></p>	<p>して庁主管課に通知するとともに、必要に応じ、相手国等の権限ある当局へも通知する。</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>(5) 届出書の提出があった場合には、当該届出書の提出を行った法人から、国税庁長官に対し相互協議の申立てがなされたものとして、当該法人に対し、その後については<u>相互協議</u>の事務運営指針の取扱いを適用する。</p>
<p>15～16 (省 略)</p>	<p>15～16 (同 左)</p>
<p>17 相互協議の合意の通知</p>	<p>17 相互協議の合意の通知</p>
<p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている<u>所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。</u>)。</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>	<p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p>
<p>18 相互協議<u>手続</u>の終了</p>	<p>18 相互協議の終了</p>
<p>(1) 庁相互協議室は、<u>相互協議の開始後</u>において次に掲げる場合に<u>該当するとき</u>は、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ 相互協議の申立てに係る事項が、租税条約において相互協議の対象とされているものでないことが判明した場合</p> <p>ロ～へ (省 略)</p> <p>ト <u>相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、6(1)により行われた相互協議の申立ての内容と相手国等の権限ある当局に対して行われた相互協議の申立ての内容との間に相互協議の合意に重大な影響を及ぼ</u></p>	<p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ <u>相互協議開始後</u>、相互協議の申立てに係る事項が、租税条約において相互協議の対象とされているものでないことが判明した場合</p> <p>ロ～へ (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>す相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</u></p> <p>チ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合、<u>13(2)の通知により相互協議手続を終了することについて相手国等の権限ある当局から異なる意見が示されなかった場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議手続を終了した旨を「相互協議手続の終了について(通知)」(別紙様式3)により申立者に通知する。</u></p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている<u>所得税</u>、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>19 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) 相互協議申立書の提出後、<u>13(3)の通知(相互協議を申し入れない旨の通知)</u>、17(1)の通知(相互協議の合意の通知)又は18(2)の通知(相互協議手続の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(2)により相互協議申立ての取下書の提出を受けた場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の申立てが取り下げられたために相互協議を終了する旨を通知するとともに、庁主管課に、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して通知する。この場合において、当該</p>	<p>ト その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を「相互協議の終了について(通知)」(別紙様式3)により申立者に通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、申立者に(2)の通知を行った場合には、その旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>19 相互協議の申立ての取下げ</p> <p>(1) 相互協議申立書の提出後、<u>13(2)の通知(相互協議を申し入れない旨の通知)</u>、17(1)の通知(相互協議の合意の通知)又は18(2)の通知(相互協議の終了の通知)を受けるまでは、申立者は相互協議の申立てを取り下げることができるものとして取り扱う。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(2)により相互協議申立ての取下書の提出を受けた場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の申立てが取り下げられたために相互協議を終了する旨を通知するとともに、庁主管課に、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して通知する。この場合において、当該</p>

改正後	改正前
<p>取下書に係る相互協議の対象となっている<u>所得税</u>、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものであるときは、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して庁徴収課に通知する。</p>	<p>取下書に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものであるときは、相互協議の申立てが取り下げられた旨を当該取下書の写しを添付して庁徴収課に通知する。</p>
<p>(4) (省 略)</p>	<p>(4) (同 左)</p>
<p>20 確定申告書等の保存措置の解除</p>	<p>20 確定申告書等の保存措置の解除</p>
<p>(1) 庁相互協議室は、5(3)又は7(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議の申立てが行われなかったこと、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行わなかったこと、相互協議において合意に至ったこと、相互協議が合意に至らずに<u>相互協議手続が終了したこと(13(2)の通知により相互協議手続を終了することについて相手国等の権限ある当局から異なる意見が示されなかった場合を含む。30において同じ。)</u>又は相互協議の申立てが取り下げられたことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p>	<p>(1) 庁相互協議室は、5(3)又は7(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議の申立てが行われなかったこと、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行わなかったこと、相互協議において合意に至ったこと、相互協議が合意に至らず終了したこと又は相互協議の申立てが取り下げられたことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p>
<p>(2)・(3) (省 略)</p>	<p>(2)・(3) (同 左)</p>
<p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>	<p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>
<p>21 事前相談</p>	<p>21 事前相談</p>
<p>庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局に対する相互協議の申立てに関して相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応じ、その後の手続は5に定めるところによる。</p>	<p>庁相互協議室は、<u>我が国における課税に係る</u>相手国等の権限ある当局に対する相互協議の申立てに関して相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応じ、その後の手続は5に定めるところによる。</p>
<p>22 相互協議の申入れがあった場合の手続</p>	<p>22 相互協議の申入れがあった場合の手続</p>
<p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが23から25までに定める場合に該</p>	<p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが23から25までに定める場合に該</p>

改正後	改正前
<p>当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ・ロ（省略）</p> <p>ハ 当該申入れが、非居住者又は外国法人に対する我が国における課税に係るものである場合（<u>ト</u>に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる<u>年分</u>又は事業年度、課税が行われた年月日、当該非居住者又は外国法人の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等</p> <p><u>ニ</u> <u>当該申入れが、居住者又は内国法人が相手国等の権限ある当局に対して行った相互協議の申立てに係るものである場合には、当該居住者又は内国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる年分又は事業年度、課税が行われた年月日</u></p> <p>ホ 当該申入れが、非居住者又は外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられる所得に対する我が国における課税に係るものである場合には、ハに掲げる事項に加え、当該恒久的施設の名称及び所在地</p> <p><u>ヘ</u> 当該申入れが、外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられるその国外関連者との間の取引に関する移転価格課税に係るものである場合には、ハ及びホに掲げる事項に加え、当該課税の対象となった取引を行った国外関連者の名称及び所在地</p> <p><u>ト</u> 当該申入れが、我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、当該源泉徴収義務者の名称及び所在地、当該源泉徴収に係る支払の相手先である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払の内容、相互協議の対象となる期間等</p> <p><u>チ</u> 当該申入れが、個人の居住地国の決定に係るものである場合には、当該個人の氏名、住所又は居所、相互協議の対象となる期間等</p>	<p>当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ・ロ（同 左）</p> <p>ハ 当該申入れが、非居住者又は外国法人に対する我が国における課税に係るものである場合（<u>ヘ</u>に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる<u>期間</u>又は事業年度、課税が行われた年月日、当該非居住者又は外国法人の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等</p> <p>（新 設）</p> <p><u>ニ</u> 当該申入れが、非居住者又は外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられる所得に対する我が国における課税に係るものである場合には、ハに掲げる事項に加え、当該恒久的施設の名称及び所在地</p> <p><u>ホ</u> 当該申入れが、外国法人が我が国に有する恒久的施設に帰せられるその国外関連者との間の取引に関する移転価格課税に係るものである場合には、ハ及び<u>ニ</u>に掲げる事項に加え、当該課税の対象となった取引を行った国外関連者の名称及び所在地</p> <p><u>ヘ</u> 当該申入れが、我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、当該源泉徴収義務者の名称及び所在地、当該源泉徴収に係る支払の相手先である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、支払の内容、相互協議の対象となる期間等</p> <p><u>ト</u> 当該申入れが、個人の居住地国の決定に係るものである場合には、当該個人の氏名、住所又は居所、相互協議の対象となる期間等</p>

改正後	改正前
<p><u>リ</u> その他参考となる事項</p> <p>(注) <u>チ</u>に掲げる場合に該当する場合には、当該個人から相互協議の申立てが行われない場合があることに留意する。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>23 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) <u>相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れ(内国法人が当該相手国等の権限ある当局に対して行った相互協議の申立てに係るものを除く。)</u>があった場合において、当該申入れが内国法人とその国外関連者との間における取引に関する移転価格課税に係るものであるとき等、相互協議の結果、<u>内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する。</u></p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、<u>6(1)により当該内国法人が既に相互協議の申立てを行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</u></p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、<u>租税条約の規定に基づき、当該内国法人が既に相手国の権限のある当局に対して相互協議の申立てを行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ、ロ、ニ及びリに掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</u></p> <p>(4) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が<u>租税条約の規定に基づく相</u></p>	<p><u>チ</u> その他参考となる事項</p> <p>(注) <u>ハからヘまでに掲げる場合に該当する場合には、我が国において相互協議の申立ては行われず、相手国等の権限ある当局からの申入れにより相互協議が開始されることに留意する。また、トに掲げる場合に該当する場合には、当該個人から相互協議の申立てが行われない場合があることに留意する。</u></p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>23 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人とその国外関連者との間における取引に関する移転価格課税に係るものであるとき等、相互協議の結果内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が<u>本事務運営指針の取扱い</u>に基づく相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が既に相互協議の申立てを行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立てを行わな</p>

改正後	改正前
<p>互協議の申立てを行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>	<p>いときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>
<p>24 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が既に<u>6(1)</u>の相互協議の申立て及び事前確認の申出の双方を行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が<u>6(1)</u>の相互協議の申立てを行わないとき又は事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>	<p>24 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が既に相互協議の申立て及び事前確認の申出の双方を行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が相互協議の申立て又は事前確認の申出の<u>いずれか一方又はその双方</u>を行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>
<p>25 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(<u>非居住者又は外国法人</u>の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが<u>非居住者又は外国法人の我が国に有する恒久的施設に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該非居住者又は外国法人が当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</u></p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該<u>非居住者又は外国法人</u>が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該<u>非居住者又は外国法人</u>の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該<u>非居住者又は外国法人</u>が当該恒久的施</p>	<p>25 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(外国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から租税条約の規定に基づく相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが外国法人の我が国に有する恒久的施設に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該外国法人が当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領6-2 <u>又は</u>恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が既に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該外国法人が当該恒久的施設に関する事</p>

改正後	改正前
<p>設に関する事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>	<p>前確認の申出を行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>
<p>26 (省 略)</p>	<p>26 (同 左)</p>
<p>27 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、43<del>15</del>イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p>27 資料の提出等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、必要に応じ、相互協議の対象とされる課税を受けた者等に、資料の提出及び当該提出された資料についての説明を求める。</p> <p>なお、当該相互協議の対象とされる課税を受けた者等が相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出に応じない場合に、その者が納税の猶予を受けており、かつ、43<del>14</del>イ②に該当するとして当該納税の猶予を取り消すことが相当と判断されたときは、庁相互協議室は、庁徴収課を通じて局特別整理部門に対し、その旨を通知する。</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p>
<p>28 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月日及び合意内容を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている<u>所得税</u>、<u>法人税</u>又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p>	<p>28 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、合意に至った年月日及び合意内容を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている<u>法人税</u>又は<u>地方法人税</u>が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(2)～(5) (同 左)</p>
<p>29 相互協議<u>手続</u>の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ (省 略)</p>	<p>29 相互協議の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>ロ 23(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、<u>租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行わない場合</u></p> <p>ハ 24(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、<u>6(1)の相互協議の申立てを行わない場合又は事前確認の申出を行わない場合</u></p> <p>ニ 25(1)の確認を行った場合において、当該非居住者又は外国法人が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わない場合</p> <p>ホ <u>相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、当該事前確認の申出が移転価格事務運営要領6-14(1)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-13(1)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-13(1)に該当する場合</u></p> <p>ヘ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ト 我が国又は相手国等における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合</p> <p>チ <u>相互協議の申入れが事前確認に係るものである場合において、25(1)に掲げる事前確認の申出の内容と相手国等の権限ある当局に対して行われた当該申出に相当するもの内容との間に相互協議の合意に重大な影響を及ぼす相違があることにより、相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</u></p> <p>リ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申</p>	<p>ロ 23(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、相互協議の申立てを行わない場合</p> <p>ハ 24(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、相互協議の申立てと事前確認の申出のいずれか一方又はその双方を行わない場合</p> <p>ニ 25(1)の確認を行った場合において、当該外国法人が我が国に有する恒久的施設に関する事前確認の申出を行わない場合 (新 設)</p> <p>ホ 相互協議の対象とされる課税を受けた者等から、相互協議に必要な資料の提出等について協力が得られない場合</p> <p>ヘ 我が国又は相手国等における課税後相当期間が経過している等の理由から、相互協議に必要な資料を収集することができない場合 (新 設)</p> <p>ト その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)の相互協議終了の申入れについて相手国等の権限ある当局の同意が得られた場合又は相手国等の権限ある当局からの相互協議終了の申</p>

改正後	改正前
<p>入れについて同意した場合には、相互協議<u>手続</u>を終了した旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている<u>所得税</u>、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、相互協議<u>手続</u>を終了した場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、相互協議を終了した旨を源泉徴収義務者に連絡する。</p> <p>30 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、22(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議において合意に至ったこと又は相互協議が合意に至らずに<u>相互協議手続</u>が終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>31 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>庁相互協議室は、6(1)の相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。</p> <p>(注) 6(1)の相互協議の申立てによらず相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意において設定された重要な前提条件が満たされなかったことを理由として、相手国等の権限ある当局に<u>再度相互協議</u>を求める場合</p>	<p>入れについて同意した場合には、相互協議を終了した旨を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、相互協議を終了した場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである場合には、相互協議を終了した旨を源泉徴収義務者に連絡する。</p> <p>30 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1) 庁相互協議室は、22(1)により庁主管課に確定申告書等の保存措置を講じることを求めた後、相互協議において合意に至ったこと又は相互協議が合意に至らず終了したことにより当該確定申告書等の保存措置が必要でなくなった場合には、その旨を庁主管課に通知する。</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>第4 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>31 居住者・内国法人等からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>庁相互協議室は、6に<u>定める</u>相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。</p> <p>(注) <u>居住者・内国法人等からの相互協議</u>の申立てによらず相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば次のような場合である。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意において設定された重要な前提条件が満たされなかったことを理由として、相手国等の権限ある当局に<u>再協議</u>を求める場合</p>

改正後	改正前
<p>ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務運営要領 6-21、連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-21、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 6-20若しくは 7-20、<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-20又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-20若しくは6-20</u>に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国等の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p>32 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、31の<u>相互協議</u>の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることがを求める。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、相互協議の申入れの対象となった居住者等(当該申入れが連結子法人に係るものである場合には、その連結親法人及び当該連結子法人)の所轄税務署長に必要な指示を行う。</p> <p>(4) 27から30までは、31の<u>相互協議</u>の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p>33 相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局に31の<u>相互協議</u>の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者等(当該課税の対象である取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下33において同じ。)又は当該相互協議の対象である事前確認の申出者で</p>	<p>ハ 先に行われた事前確認に係る相互協議の合意について、移転価格事務運営要領 6-21、連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-21、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 6-20若しくは 7-20 <u>又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-20</u>に定める取消事由が生じたことを理由として、相手国等の権限ある当局に当該合意の取消しを求める場合</p> <p>32 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、31の申入れを行った場合には、その旨及び当該申入れの概要を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることがを求める。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、相互協議の申入れの対象となった居住者・<u>内国法人</u>等(当該申入れが連結子法人に係るものである場合には、その連結親法人及び当該連結子法人)の所轄税務署長に必要な指示を行う。</p> <p>(4) 27から30までは、31の申入れにより開始される相互協議に準用する。</p> <p>33 相互協議の申入れを行った旨の通知等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局に31の申入れを行った場合には、当該相互協議の対象である課税に係る居住者<u>若しくは内国法人</u>等(当該課税の対象である取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下33において同じ。)又は当該相互協議の対象である事前確認の申</p>

改正後	改正前
<p>ある居住者等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ～ホ（省 略）</p> <p>(2) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、(1)の通知を行った居住者等に対し、当該合意の内容を通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、相互協議が合意に至ることなく終了した場合には、(1)の通知を行った居住者等に対し、その旨を通知する。</p>	<p>出者である内国法人等に対し、次の事項を通知する。</p> <p>イ～ホ（同 左）</p> <p>(2) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、(1)の通知を行った居住者又は内国法人等に対し、当該合意の内容を通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、相互協議が合意に至ることなく終了した場合には、(1)の通知を行った居住者又は内国法人等に対し、その旨を通知する。</p>
<p>第5 仲裁</p>	<p>第5 仲裁</p>
<p>34～36（省 略）</p>	<p>34～36（同 左）</p>
<p>37 仲裁の要請ができる場合</p> <p>仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第3項の規定に従って行うことができる。</p>	<p>37 仲裁の要請ができる場合</p> <p>仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第3項又は第4項の規定に従って行うことができる。</p>
<p>38・39（省 略）</p>	<p>38・39（同 左）</p>
<p>40 仲裁の要請を行った者等への通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者(相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下40において同じ。)に該当する個人又は法人(当該事案に係る取引の当事者である法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下40において同じ。)に通知する。</p>	<p>40 仲裁の要請を行った者等への通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者(相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下40において同じ。)に該当する居住者又は内国法人(当該事案に係る取引の当事者である内国法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下40において同じ。)に通知する。</p>
<p>イ～ハ（省 略）</p> <p>(2) 庁相互協議室は、仲裁の要請が相手国等の権限ある当局に行われた場合にお</p>	<p>イ～ハ（同 左）</p> <p>(2) 庁相互協議室は、仲裁の要請が相手国等の権限ある当局に行われた場合にお</p>

改正後	改正前
<p>いて、相手国等の権限ある当局から仲裁の要請が行われた旨の通知を受領したときは、(1)に加えて、当該通知を受けた事実及び当該受領の日を事案によって直接に影響を受ける者に該当する<u>個人又は法人</u>に通知する。</p>	<p>いて、相手国等の権限ある当局から仲裁の要請が行われた旨の通知を受領したときは、(1)に加えて、当該通知を受けた事実及び当該受領の日を事案によって直接に影響を受ける者に該当する<u>居住者又は内国法人</u>に通知する。</p>
<p>(削 除)</p>	<p><u>(3) (1)は、租税条約等実施特例省令第12条第4項の規定に基づき仲裁の要請を行った非居住者について準用する。</u></p>
<p>41 (省 略)</p>	<p>41 (同 左)</p>
<p>42 仲裁の要請の取下げ</p>	<p>42 仲裁の要請の取下げ</p>
<p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>(1)・(2) (同 左)</p>
<p>(3) 仲裁の要請を行った者が、<u>仲裁の要請の取下げ</u>とともに相互協議の申立ての<u>取下げを行う</u>場合には、19(2)の「相互協議申立ての取下書」を提出すれば足り、「仲裁要請の取下書」の提出は要しないことに留意する。</p>	<p>(3) 仲裁の要請を行った者が、<u>仲裁の要請</u>とともに相互協議の申立てを<u>取下げる</u>場合には、19(2)の「相互協議申立ての取下書」を提出すれば足り、「仲裁要請の取下書」の提出は要しないことに留意する。</p>
<p>(4) (省 略)</p>	<p>(4) (同 左)</p>
<p>第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p>	<p>第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p>
<p>43 納税の猶予</p>	<p>43 納税の猶予</p>
<p><u>(1) 個人又は法人が3(1)に掲げる相互協議の申立てを行った場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った場合には、所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下43において同じ。)</u>は、当該申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21</p>	<p><u>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合又は外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合には、当該内国法人又は外国法人は、当該申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号(同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合を含む。以下同じ。)</u>に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号(同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。以下同じ。))に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第17項第3号(同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項において準用する場合</p>

改正後	改正前
<p>項第1号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)並びに当該<u>所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として租税特別措置法施行令第25条の18の4第1項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》、第39条の12の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第39条の112の2第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》</u>で定めるところにより計算した金額を限度として、<u>当該申立てを行った者の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</u></p> <p>(注) 43の取扱いは、<u>復興財源確保法第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》</u>により、<u>租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》</u>により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</p> <p>(2) 納税の猶予の要件 租税特別措置法に基づき、納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げ</p>	<p>を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号(同法第68条の107の2第10項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第39条の112の2第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》で定めるところにより計算した金額を限度として、<u>納税の猶予を申請</u>することができる。</p> <p>(注) 43の取扱いは、復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合においても適用する。</p> <p>(1) 納税の猶予の要件 租税特別措置法に基づき、納税の猶予を認めることができるのは、次に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る要件の全てに該当する場合である。</p> <p>イ <u>納税の猶予を受けようとする個人又は法人が租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号、第66条の4第21項第1号及び第3号又は第68条の88第22項第1号及び第3号に掲げる更正決定を受けていること。</u></p> <p>ロ <u>納税の猶予を受けようとする個人又は法人が相互協議の申立てをしていること。</u></p> <p>ハ イにより納付すべき更正決定に係る<u>所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち納税の猶予を受けようとする金額</u>(以下「納税の猶予に係る<u>所得税等</u>」という。)がロによる相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであること。</p> <p>ニ 納税の猶予に係る<u>所得税等</u>以外の国税の滞納がないこと。</p> <p>ホ (省略)</p> <p><u>(3) 申請手続</u></p> <p>イ <u>申請者(納税の猶予の申請を行う個人又は法人(当該法人が連結法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人)をいう。以下43において同じ。)</u>は、所轄税務署長に、納税の猶予に係る<u>所得税等</u>その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式6-1)2部(正本及びその写し)、<u>(4)</u>に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて<u>(5)</u>及び<u>(6)</u>に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る<u>所得税等</u>について租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号、第66条の4第21項第1号及び第3号又は第68条の88第22項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければできないことに留意する。</p> <p>ロ 提出を受けた納税の猶予申請書の正本(<u>(4)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)</p>	<p>る要件の全てに該当する場合である。</p> <p>イ <u>申請者である内国法人又は外国法人が租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び第3号又は第68条の88第18項第1号及び第3号に掲げる更正決定を受けていること。</u></p> <p>ロ <u>申請者である内国法人又は外国法人が相互協議の申立てをしていること。</u></p> <p>ハ イにより納付すべき更正決定に係る法人税の額及び地方法人税の額のうち納税の猶予を受けようとする金額(以下「納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>」という。)がロによる相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであること。</p> <p>ニ 納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>以外の国税の滞納がないこと。</p> <p>ホ (同左)</p> <p><u>(2) 申請手続</u></p> <p>イ <u>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、所轄税務署長(当該内国法人又は外国法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下43において同じ。)</u>に、納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>その他所要の事項を記載した「納税の猶予申請書」(別紙様式6-1)2部(正本及びその写し)、<u>(3)</u>に掲げる添付書類2部を提出するとともに、併せて<u>(4)</u>及び<u>(5)</u>に定めるところにより担保を提供しなければならない。</p> <p>(注) 納税の猶予の申請は、納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>について租税特別措置法第66条の4第17項第1号及び第3号又は第68条の88第18項第1号及び第3号に掲げる更正決定がされた後でなければできないことに留意する。</p> <p>ロ 提出を受けた納税の猶予申請書の正本(<u>(3)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)</p>

改正後	改正前
<p>及び担保の提供に関する書類は徴収担当部門に、当該申請書の写し(4)に掲げる添付書類1部を含む。)は個人担当部門又は法人担当部門に回付する。ただし、既に国税局長に徴収の引継ぎがされている場合であって、納税の猶予申請書が国税局長に提出されたときは、納税の猶予申請書の正本(4)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保の提供に係る書類は局特別整理部門に回付する。</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ 3(1)に掲げる相互協議の申立て又は相手国等の権限ある当局に対する相互協議の申立てを行ったことを証する書類(相手国等の権限ある当局に対する相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての翻訳資料を添付する。)</p> <p>ロ 納税の猶予に係る所得税等が、租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>(5) 担保の提供</p> <p>申請者は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る所得税等につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に限る。)を控除した額を限度とする。</p>	<p>及び担保の提供に関する書類は徴収担当部門に、当該申請書の写し(3)に掲げる添付書類1部を含む。)は法人担当部門に回付する。ただし、既に国税局長に徴収の引継ぎがされている場合であって、納税の猶予申請書が国税局長に提出されたときは、納税の猶予申請書の正本(3)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保の提供に係る書類は局特別整理部門に回付する。</p> <p>(3) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ 3に掲げる相互協議又は相手国等の権限ある当局に対する相互協議の申立てをしたことを証する書類(相手国等の権限ある当局に対する相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての翻訳資料を添付する。)</p> <p>ロ 納税の猶予に係る法人税及び地方法人税が、租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>(4) 担保の提供</p> <p>納税の猶予を受けようとする内国法人又は外国法人は、次に掲げる場合を除き、納税の猶予申請書の提出に併せて、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供しなければならない。ただし、納税の猶予に係る法人税又は地方法人税につき滞納処分により差し押さえられた財産があるときは、その担保の額は、その猶予する金額からその財産の価額(当該財産のうち国税への充当見込額に</p>

改正後	改正前
<p>イ 納税の猶予に係る<u>所得税等</u>が100万円以下である場合 ロ・ハ (省 略)</p> <p><u>(6)</u> 担保の種類及び提供手続 (省 略)</p> <p><u>(7)</u> 国税局長への徴収の引継ぎ等</p> <p>イ 徴収担当部門は、<u>(3)</u>ロの納税の猶予申請書の回付を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について、国税通則法第43条第3項の<u>規定</u>に基づく徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行うよう管理運営担当部門に速やかに依頼する。この場合において、管理運営担当部門は、速やかに徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行う。</p> <p>ロ 管理運営担当部門は、イにより依頼を受けた徴収の引継ぎに係る納税の猶予申請書の正本(<u>(4)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保の提供に係る書類(その関係書類を含む。)を局特別整理部門に送付する。</p> <p><u>(8)</u> 納税の猶予関係書類の庁相互協議室への送付</p> <p>イ <u>個人担当部門又は法人担当部門</u>は、<u>(3)</u>ロにより回付を受けた納税の猶予申請書の写し(<u>(4)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)を庁相互協議室に送付する。</p> <p>ロ 納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、局特別整理部門は、納税の猶予申請書の正本(<u>(4)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保に関する書類を保管するとともに、当該申請書の写し(<u>(4)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)を庁徴収課を通じて庁相互協議室に送付する。</p> <p><u>(9)</u> 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p>イ <u>個人担当部門、法人担当部門又は局調査課</u>(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって<u>個人又は</u></p>	<p>限る。)を控除した額を限度とする。</p> <p>イ 納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>が100万円以下である場合 ロ・ハ (同 左)</p> <p><u>(5)</u> 担保の種類及び提供手続 (同 左)</p> <p><u>(6)</u> 国税局長への徴収の引継ぎ等</p> <p>イ 徴収担当部門は、<u>(2)</u>ロの納税の猶予申請書の回付を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について、国税通則法第43条第3項に基づく徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行うよう管理運営担当部門に速やかに依頼する。この場合において、管理運営担当部門は、速やかに徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行う。</p> <p>ロ 管理運営担当部門は、イにより依頼を受けた徴収の引継ぎに係る納税の猶予申請書の正本(<u>(3)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保の提供に係る書類(その関係書類を含む。)を局特別整理部門に送付する。</p> <p><u>(7)</u> 納税の猶予関係書類の庁相互協議室への送付</p> <p>イ 法人担当部門は、<u>(2)</u>ロにより回付を受けた納税の猶予申請書の写し(<u>(3)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)を庁相互協議室に送付する。</p> <p>ロ 納税の猶予申請書が国税局長に提出された場合には、局特別整理部門は、納税の猶予申請書の正本(<u>(3)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保に関する書類を保管するとともに、当該申請書の写し(<u>(3)</u>に掲げる添付書類1部を含む。)を庁徴収課を通じて庁相互協議室に送付する。</p> <p><u>(8)</u> 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下<u>43及び44</u>において同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって<u>内</u></p>

改正後	改正前
<p>法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課（<u>個人担当部門</u>においては、<u>局個人課税課</u>（国税局課税第一部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部）<u>個人課税課</u>及び<u>沖縄国税事務所個人課税課</u>をいう。以下同じ。）<u>経由</u>、<u>法人担当部門</u>においては、局法人課税課（国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部）<u>法人課税課</u>及び<u>沖縄国税事務所法人課税課</u>をいう。以下同じ。）<u>経由</u>）に通知する。</p> <p>ロ 庁主管課（国税庁課税部<u>個人課税課</u>、<u>法人課税課</u>又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下同じ。）は、局関係課（局調査課、<u>局個人課税課</u>又は局法人課税課をいう。以下同じ。）からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、<u>(8)イ</u>又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合において、必要と認められるときは、庁主管課に対して納税の猶予の対象となる額について確認を求める。</p> <p>ニ 庁主管課は、庁相互協議室からハによる確認を求められた場合は、局調査課、<u>個人担当部門</u>（局個人課税課<u>経由</u>）又は法人担当部門（局法人課税課<u>経由</u>）に対して、納税の猶予の対象となる額を庁主管課（<u>個人担当部門</u>においては<u>局個人課税課</u><u>経由</u>、<u>法人担当部門</u>においては局法人課税課<u>経由</u>）及び局特別整理部門に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p><u>(10) 相互協議の申立ての確認等</u></p> <p>庁相互協議室は、<u>申請者が相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する</u>。当該申請者が租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局に対して<u>当該相互協議の申立てを行っているとする場合は、当該相手国等の権限ある当局</u>に対し、納税の猶予に係る<u>所得税等</u>についての相互協議の申立ての有無につき照会するとともに、その後の状況についても適時に確認する。</p>	<p><u>国法人又は外国法人</u>が納税の猶予の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課（<u>法人担当部門</u>においては、局法人課税課（国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部）<u>法人課税課</u>及び<u>沖縄国税事務所法人課税課</u>をいう。以下<u>43及び44</u>において同じ。）<u>経由</u>）に通知する。</p> <p>ロ 庁主管課（国税庁課税部<u>法人課税課</u>又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下<u>43及び44</u>において同じ。）は、局関係課（局調査課又は局法人課税課をいう。以下<u>43及び44</u>において同じ。）からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、<u>(7)イ</u>又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合において、必要と認められるときは、庁主管課に対して納税の猶予の対象となる額について確認を求める。</p> <p>ニ 庁主管課は、庁相互協議室からハによる確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門（局法人課税課<u>経由</u>）に対して、納税の猶予の対象となる額を庁主管課（<u>法人担当部門</u>においては、<u>局法人課税課</u><u>経由</u>）及び局特別整理部門に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p><u>(9) 相手国等の権限ある当局への相互協議の申立ての確認等</u></p> <p><u>外国法人から納税の猶予の申請が行われた場合には、庁相互協議室は、外国法人が相互協議の申立てを行ったとされる相手国等の権限ある当局</u>に対し、納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>についての相互協議の申立ての有無につき照会するとともに、その後の状況についても適時に確認する。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 納税の猶予に係る<u>所得税等</u>について相手国等で相互協議の申立てが行われたか否かは、原則として相手国等からの相互協議の申入れにより確認する。</p> <p><u>11</u> 納税の猶予要件の審査</p> <p>イ <u>9</u>の連絡を受けた局特別整理部門は、<u>申請者</u>から提出された納税の猶予申請書の正本(<u>4</u>)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保に関する書類等により、当該猶予申請について、<u>2</u>に掲げる要件の全てに該当するか否かを審査する。</p> <p>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節による。</p> <p>ロ 庁相互協議室は、<u>8</u>イ又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、<u>2</u>イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</p> <p><u>12</u> 納税の猶予の許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、<u>11</u>の審査により、<u>2</u>に掲げる要件の全てを充足していることを確認した場合は、納税の猶予に係る<u>所得税等</u>について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者に通知する(別紙様式6-3)。<u>また、保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予をした旨を通知する(別紙様式6-4)。</u></p> <p>なお、納税の猶予申請書に記載した<u>所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額並びにそれらの加算税の額が9</u>に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ ロの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(<u>局個人課税</u></p>	<p>(注) 納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>について相手国等で相互協議の申立てが行われたか否かは、原則として相手国等からの相互協議の申入れにより確認する。</p> <p><u>10</u> 納税の猶予要件の審査</p> <p>イ <u>8</u>の連絡を受けた局特別整理部門は、<u>内国法人又は外国法人</u>から提出された納税の猶予申請書の正本(<u>3</u>)に掲げる添付書類1部を含む。)及び担保に関する書類等により、当該猶予申請について、<u>1</u>に掲げる要件の全てに該当するか否かを審査する。</p> <p>なお、担保の評価については、納税の猶予等の取扱要領第4章第2節による。</p> <p>ロ 庁相互協議室は、<u>7</u>イ又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、<u>1</u>イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</p> <p><u>11</u> 納税の猶予の許可</p> <p>イ 局特別整理部門は、<u>10</u>の審査により、<u>1</u>に掲げる要件の全てを充足していることを確認した場合は、納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>について納税を猶予する。この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をした旨、猶予に係る金額その他必要な事項を申請者(<u>保証人及び物上保証人を含む。</u>)に通知する(別紙様式6-3)。</p> <p>なお、納税の猶予申請書に記載した<u>法人税の額、地方法人税の額及びそれらの加算税の額が8</u>に掲げる局関係課から連絡を受けた納税の猶予の対象となる額を超える場合は、当該納税の猶予の対象となる額を限度として納税を猶予する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ ロの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税</p>

改正後	改正前
<p>課は<u>個人担当部門に、局法人課税課は法人担当部門に併せて通知する。</u>)。</p> <p><u>(13) 納税の猶予期間</u></p> <p>納税の猶予の期間は、<u>租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税)の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあつては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過する日までの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</u></p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ <u>租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額)に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該<u>所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額</u>を変更するものでないとき。</u></p> <p><u>(14) 納税の猶予の不許可</u></p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、<u>(2)に掲げる要件を充足していないときは、納税の猶予に係る所得税等について納税を猶予しないこととする。</u>この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者に通知する(別紙様式6-5)。また、保証人及び物上保証人</p>	<p>課は、<u>法人担当部門にも併せて通知する。</u>)。</p> <p><u>(12) 納税の猶予期間</u></p> <p>納税の猶予の期間は、租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税)の納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後である場合は、当該申請の日)から、相互協議の相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく更正があった日(次に掲げる場合にあつては、国税庁長官がその場合に該当する旨を通知した日)の翌日から1月を経過する日までの期間(以下「納税の猶予期間」という。)である。</p> <p>イ・ロ (同 左)</p> <p>ハ 租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税の額)及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税の額)に関し、合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該法人税の額及び地方法人税の額を変更するものでないとき。</p> <p><u>(13) 納税の猶予の不許可</u></p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予の申請があった場合において、<u>(1)に掲げる要件を充足していないときは、納税の猶予に係る法人税及び地方法人税について納税を猶予しないこととする。</u>この場合において、局特別整理部門は、納税の猶予をしない旨を申請者(保証人及び物上保証人を含む。)に通知する</p>

改正後	改正前
<p>がある場合には、これらの者に対して、猶予をしない旨を通知する(別紙様式6-6)。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ ロの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局個人課税課は個人担当部門に、局法人課税課は法人担当部門に併せて通知する。)</p> <p>15) 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p> <p>①・② (省 略)</p> <p>③ 国税通則法第38条第1項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る<u>所得税又は法人税及び地方法人税</u>を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</p> <p>④ 猶予に係る<u>所得税又は法人税及び地方法人税</u>につき提供された担保について国税局長が国税通則法第51条第1項《担保の変更等》の規定によってした命令に応じないとき。</p> <p>⑤ 新たに猶予に係る<u>所得税又は法人税及び地方法人税以外の国税</u>を滞納したとき(国税局長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)</p> <p>⑥ 猶予を受けている者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でない認められるとき。</p> <p>(注) 庁相互協議室、局調査課又は<u>個人担当部門若しくは法人担当部門</u>は、納税の猶予を受けている<u>個人又は法人</u>について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては庁徴収課経由、<u>個人担当部門</u>においては<u>局個人課税課</u>経由、<u>法人担当部門</u>においては<u>局法人課税課</u>経由。)にその旨を連絡する。</p> <p>ロ (省 略)</p>	<p>(別紙様式6-4)。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ ロの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は<u>法人担当部門にも併せて通知する</u>。)</p> <p>14) 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p> <p>①・② (同 左)</p> <p>③ 国税通則法第38条第1項各号《繰上請求》のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。</p> <p>④ 猶予に係る<u>法人税及び地方法人税</u>につき提供された担保について国税局長が国税通則法第51条第1項《担保の変更等》の規定によってした命令に応じないとき。</p> <p>⑤ 新たに猶予に係る<u>法人税及び地方法人税以外の国税</u>を滞納したとき(国税局長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。)</p> <p>⑥ 猶予を受けている者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でない認められるとき。</p> <p>(注) 庁相互協議室、局調査課又は<u>法人担当部門</u>は、納税の猶予を受けている<u>内国法人若しくは外国法人</u>について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては、<u>庁徴収課</u>経由、<u>法人担当部門</u>においては、<u>局法人課税課</u>経由。)にその旨を連絡する。</p> <p>ロ (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>ハ 局特別整理部門は、イの取扱いにより納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式6-7)。また、<u>保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、猶予の取消しをした旨を通知する(別紙様式6-8)。</u>この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局個人課税課は個人担当部門に、局法人課税課は法人担当部門に併せて通知する。))。</p> <p><u>16</u> 相互協議の合意等に伴う処理</p> <p>イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている<u>所得税又は法人税及び地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実</u>に該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 18の相互協議<u>手続</u>の終了</p> <p>③・④ (省 略)</p> <p>⑤ 29の相互協議<u>手続</u>の終了</p> <p>ロ 庁主管課は、庁相互協議室からイによる確認を求められた場合は、局調査課又は<u>個人担当部門(局個人課税課経由)若しくは法人担当部門(局法人課税課経由)</u>に対して、継続する相互協議に係る納税の猶予額を庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)及び局特別整理部門に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る納税の猶予額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ ロの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議の合意等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式6-9)。また、<u>保証人及び物上保証人がある場合には、これらの者に対して、</u></p>	<p>ハ 局特別整理部門は、イの取扱いにより納税の猶予を取り消したときは、その旨を納税の猶予を受けている者(<u>保証人及び物上保証人を含む。</u>)に通知する(別紙様式6-5)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は、<u>法人担当部門にも併せて通知する。</u>)。</p> <p><u>15</u> 相互協議の合意等に伴う処理</p> <p>イ 庁相互協議室は、納税の猶予の対象となっている法人税<u>又は</u>地方法人税に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議が次に掲げる事実に該当することとなった場合には、庁主管課に対して他の継続する相互協議に係る納税の猶予額について確認を求める。</p> <p>① (同 左)</p> <p>② 18の相互協議の終了</p> <p>③・④ (同 左)</p> <p>⑤ 29の相互協議の終了</p> <p>ロ 庁主管課は、庁相互協議室からイによる確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門(局法人課税課経由)に対して、継続する相互協議に係る納税の猶予額を庁主管課(法人担当部門においては、<u>局法人課税課経由</u>)及び局特別整理部門に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る納税の猶予額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ ロの通知を受けた局特別整理部門は、一部の相互協議の合意等による担保の一部解除等の必要な処理を行うとともに、他の継続する相互協議に係る納税の猶予の対象となる額を納税の猶予を受けている者に通知する(別紙様式6-6)。この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室</p>

改正後	改正前
<p><u>猶予金額が変更になった旨を通知する(別紙様式6-10)。</u>この場合において、局特別整理部門は、局関係課及び庁相互協議室(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局個人課税課は個人担当部門に、局法人課税課は法人担当部門に併せて通知する。)</p> <p><u>17</u> 延滞税の免除</p> <p>納税の猶予をした場合には、その猶予をした<u>所得税又は法人税及び地方法人税</u>に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該<u>所得税又は法人税及び地方法人税</u>の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、(15)に掲げる納税の猶予の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。</p> <p><u>18</u> その他納税の猶予に係る留意事項</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る<u>所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額</u>に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する(国税通則法施行令第23条第1項ただし書《還付金等の充当適状》、租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項)。</p> <p>44 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税、国外所得金額の計算の特例に基づく課税(<u>租税特別措置法第67条の18第1項又は第68条の107の2第1項の規定に基づく課税をいう。以下同じ。</u>)を受けたことを理由として、法人が3(1)に掲げる相互協議の申立てをした場合(我が国において移転価格課税又は内部取引に係る課税の特例</p>	<p>(庁徴収課経由)にその旨を通知する。</p> <p>ニ ハの通知を受けた局関係課は、その旨を庁主管課に通知する(局法人課税課は、<u>法人担当部門にも併せて連絡する。</u>)。</p> <p><u>16</u> 延滞税の免除</p> <p>納税の猶予をした場合には、その猶予をした<u>法人税又は地方法人税</u>に係る延滞税のうち納税の猶予期間(納税の猶予の申請が当該<u>法人税又は地方法人税</u>の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、(14)に掲げる納税の猶予の取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、免除しないことができる。</p> <p><u>17</u> その他納税の猶予に係る留意事項</p> <p>イ・ロ (同 左)</p> <p>ハ 納税の猶予を受けた納税者について、還付金が発生した場合には、納税の猶予期間中は当該猶予に係る<u>法人税の額及び地方法人税の額</u>に充当することはできず、納税者に還付しなければならないことに留意する(国税通則法施行令第23条第1項ただし書《還付金等の充当適状》、租税特別措置法施行令第39条の12の2第4項)。</p> <p>44 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税、<u>租税特別措置法第67条の18第1項の規定に基づく課税</u>(以下「<u>国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>」という。)又は<u>同法第68条の107の2第1項の規定に基づく課税</u>(以下「<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>」という。)を受けたことを理由として、</p>

改正後	改正前
<p>に基づく課税(租税特別措置法第66条の4の3第1項の規定に基づく課税をいう。以下同じ。)を受けたことを理由として、法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から22(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)から6(1)により行われた相互協議の申立て(22(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)について、7(1)又は22(1)の通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「相互協議の申立てに係る更正決定額」という。)について、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係る相互協議の申立てに係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>(注) 我が国における移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税に係る事業年度が複数の場合には、各事業年度に分けて相互協議の申立てに係る更正決定額を通知することに留意する。</p>	<p>内国法人が3に掲げる相互協議の申立てをした場合(我が国において移転価格課税又は同法第66条の4の3第1項の規定に基づく課税(以下「外国法人の内部取引に係る課税の特例の規定に基づく課税」という。)を受けたことを理由として、外国法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から22に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)から7(1)又は22(1)による相互協議の申立ての通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「相互協議申立てに係る更正決定額」という。)について、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係る相互協議申立てに係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>(注) 我が国における移転価格課税、<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例の規定に基づく課税</u>、<u>国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>又は<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税</u>に係る事業年度が複数の場合には、<u>事業年度ごとに相互協議申立てに係る更正決定額</u></p>

改正後	改正前
<p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る法人(当該法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。以下同じ。)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>① 相互協議の申立てがあった旨</p> <p>② 移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税が行われた各事業年度の相互協議の申立てに係る更正決定額</p> <p>③ <u>相互協議の申立てを行った法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>④ <u>相互協議の申立てに係る対象連結法人(地方税法第55条の4第1項又は第72条の39の4第1項に規定する対象連結法人をいう。以下同じ。)の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>⑤ <u>相互協議の申立てが行われた日(22(1)の相互協議の申入れがあった場合には、申入れが行われた日。)</u></p> <p>⑥ <u>相互協議の申立てに係る更正決定額の事業年度</u></p> <p>⑦ 相互協議の相手国等</p> <p>⑧ その他参考となるべき事項</p> <p>(注) 我が国において当該課税を受ける前に、法人が相互協議の申立てを行った場合等においては、<u>当該課税の後、イからハまでの処理を行うことに留意する。</u></p>	<p>を通知することに留意する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。以下同じ。)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>① 相互協議の申立て又は申入れがあった旨</p> <p>② 移転価格課税、<u>外国法人の内部取引に係る課税の特例の規定</u>に基づく課税、<u>国外所得金額の計算の特例の規定</u>に基づく課税又は<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定</u>に基づく課税が行われた各事業年度の相互協議申立てに係る更正決定額</p> <p>③ <u>当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>(新 設)</p> <p>④ 相互協議の申立て又は申入れが行われた日</p> <p>(新 設)</p> <p>⑤ 相互協議の相手国等</p> <p>⑥ その他参考となるべき事項</p> <p>(注) 我が国において<u>移転価格課税、国外所得金額の計算の特例の規定</u>に基づく課税又は<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定</u>に基づく課税を受ける前に、<u>内国法人が相互協議の申立てを行った場合等においては、当該申立てに係る移転価格課税、国外所得金額の計算の特例の規定</u>に基づく課税又</p>

改正後	改正前
<p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)から 17(3)又は 28(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第 26 条《再更正》の規定による更正に係る法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「相互協議の合意に基づく更正額」という。)を、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る法人(当該法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>①・② (省 略)</p> <p>③ <u>相互協議の申立てを行った法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>④ <u>相互協議の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p>	<p>は連結法人の連結国外所得金額の計算の特例の規定に基づく課税の後、イ～ハの処理を行うことに留意する。</p> <p>(2) (1)の相互協議の合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課から 17(3)又は 28(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第 26 条《再更正》の規定による更正に係る法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあっては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「相互協議合意に基づく更正額」という。)を、庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る内国法人(当該内国法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)又は外国法人の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>①・② (同 左)</p> <p>③ <u>当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>⑤ 相互協議の合意が行われた日</p> <p>⑥ <u>相互協議の合意に基づく更正決定額の事業年度</u></p> <p>⑦ 相互協議の相手国等</p> <p>⑧ その他参考となるべき事項</p> <p>(3) (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)には、<u>②</u>イからハまでに加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課(<u>法人担当部門においては局法人課税課経由</u>)から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、(2)イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る<u>更正決定額</u>((1)の相互協議において、合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議の申立てに係る更正決定額をいう。以下この<u>③</u>において同じ。)を、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課から<u>イ</u>の連絡を受けた場合には、<u>②</u>ロの通知と同時に、他の継続する相互協議に係る<u>更正決定額</u>を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課から<u>ロ</u>の通知を受けた場合には、都道府県税務課に<u>②</u>ハ①から⑧までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る<u>更正決定額及び相手国等</u>を通知する。</p> <p>(4) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議<u>手続</u>を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る法人(当該法人が連結法人である場合は、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p>	<p>④ 相互協議の合意が行われた日</p> <p>(新 設)</p> <p>⑤ 相互協議の相手国等</p> <p>⑥ その他参考となるべき事項</p> <p>(注) <u>1</u> (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、合意が行われた場合(当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)には、イからハまでに加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p><u>2</u> 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る<u>法人税額、地方法人税額及び所得金額</u>((1)の相互協議において、合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下この<u>②</u>において同じ。)を、庁主管課(法人担当部門においては、<u>局法人課税課経由</u>)に連絡する。</p> <p><u>3</u> 庁主管課は、局関係課から<u>2</u>の連絡を受けた場合には、ロの通知と同時に、他の継続する相互協議に係る<u>法人税額、地方法人税額及び所得金額</u>を庁相互協議室に通知する。</p> <p><u>4</u> 庁相互協議室は、庁主管課から<u>3</u>の通知を受けた場合には、都道府県税務課に①から⑥までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る<u>法人税額、地方法人税額、所得金額及び相手国等</u>を通知する。</p> <p>(3) (1)の相互協議の合意において当該合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る<u>内国法人</u>(当該<u>内国法人</u>が連結法人である場合は、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)<u>又は外国法人</u>の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の</p>

改正後	改正前
<p>イ 相互協議の合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない旨又は相互協議<u>手続</u>を終了した旨</p> <p>ロ <u>相互協議の申立てを行った法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>ハ <u>相互協議の申立てに係る対象連結法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>ニ 相互協議の合意が行われた日又は相互協議<u>手続</u>を終了した日</p> <p>ホ 相互協議の相手国等</p> <p>ヘ その他参考となるべき事項</p> <p>(5) (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、(4)イに掲げる事実に該当することとなった場合には、上記に加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>イ 庁相互協議室は、庁主管課に対して、他の継続する相互協議に係る<u>更正決定額</u>((1)の相互協議において、(4)イに掲げる事実に該当することとなった相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議の申立てに係る更正決定額をいう。以下同じ。)について確認を求める。</p> <p>ロ 庁主管課は、庁相互協議室からイによる確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門(局法人課税課経由)に対して、他の継続する相互協議に係る<u>更正決定額</u>を庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る<u>他の継続する相互協議に係る更正決定額</u>を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課にイからヘまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る<u>更正決定額</u>及</p>	<p>事項を通知する。</p> <p>イ 相互協議の合意の内容が相互協議申立てに係る更正決定額を変更するものでない旨又は相互協議を終了した旨</p> <p>ロ <u>当該内国法人又は外国法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>(新 設)</p> <p>ハ 相互協議の合意が行われた日又は相互協議を終了した日</p> <p>ニ 相互協議の相手国等</p> <p>ホ その他参考となるべき事項</p> <p>(注) 1 (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、イに掲げる事実に該当することとなった場合には、上記に加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>2 庁相互協議室は、庁主管課に対して、他の継続する相互協議に係る<u>法人税額、地方法人税額及び所得金額</u>((1)の相互協議において、イに掲げる事実に該当することとなった相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議申立てに係る更正決定額をいう。以下<u>この(3)において同じ。</u>)について確認を求める。</p> <p>3 庁主管課は、庁相互協議室から2による確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門(局法人課税課経由)に対して、他の継続する相互協議に係る<u>法人税額、地方法人税額及び所得金額</u>を庁主管課(法人担当部門においては、局法人課税課経由)に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る<u>法人税額、地方法人税額及び所得金額</u>を庁相互協議室に通知する。</p> <p>4 庁相互協議室は、庁主管課から3の通知を受けた場合には、都道府県税務課にイからホまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る</p>

改正後	改正前
<p>び相手国等を通知する。</p>	<p><u>法人税額、地方法人税額、所得金額</u>及び相手国等を通知する。</p>

改正後

改正前

別紙様式1  
Form 1

**相互協議申立書**  
Application for the Mutual Agreement Procedure

※ 整理番号  
※ 連絡グループ整理番号

平成 年 月 日 Date of submission (year/month/day)	(フリガナ) 法人名又は氏名 Name of corporation or individual	印		
	申立法人 Applicant corporation	<input type="checkbox"/> 単体法人 Single corporation <input type="checkbox"/> 連結親法人 Consolidated parent corporation		
	法人番号又は個人番号 Corporate number or individual number	<small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (In the case of individual number, enter it from here.)</small>		
	納税地 Place of tax payment	〒 - (局 署)		
	相手国等における納税者番号 Tax ID number in treaty partner jurisdiction			
	(フリガナ) 法人の代表者氏名 Name of the corporate representative	印		
	(フリガナ) 責任者氏名 Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 Tel ( ) - (内線 ec. )		
国稅庁長官 殿 To the Commissioner, National Tax Agency	事業種目 Type of business	資本金 Amount of stated capital	百万円 Million yen	

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。  
I request a mutual agreement procedure between competent authorities pursuant to the provisions of the relevant tax treaty.

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名(フリガナ) Name of corporation			
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 - (局 署)		
	代表者氏名(フリガナ) Name of the corporate representative			
	責任者氏名(フリガナ) Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 Tel ( ) -		
	事業種目 Type of business			

相互協議申立ての理由 Reason for the MAP request	<input type="checkbox"/> 事前確認 Advance pricing arrangement <input type="checkbox"/> 我が国課税 Taxation in Japan <input type="checkbox"/> 相手国等課税 Taxation in treaty partner jurisdiction (課税年月日 Date of taxation: 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他 Other
--	---

相互協議の相手国等 Treaty partner jurisdiction relevant to the MAP request

国外関連者等 Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	名称 Name			
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.			
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request			

相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction?  
 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 西暦 年 月 日)  
 無 No.

申立ての対象となる所得金額等 Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request

(連結) 事業年度(年分) Taxable year	円貨による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合) In Japanese yen (Taxation in Japan or in treaty partner)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合) In currency of treaty partner (Taxation in treaty partner)	
	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日	百万円 Million yen	百万円 Million yen	通貨単位 Unit	通貨単位 Unit
合計 Total amount				

別紙様式1  
相互協議申立書

※ 整理番号  
※ 連絡グループ整理番号

平成 年 月 日 Date of submission (year/month/day)	申立法人 <input type="checkbox"/> (フリガナ) 法人名又は氏名 Name of corporation or individual	印		
	法人番号又は個人番号 Corporate number or individual number	<small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (In the case of individual number, enter it from here.)</small>		
	納税地 Place of tax payment	〒 - (局 署)		
	親法人 Parent corporation	(フリガナ) 法人の代表者氏名 Name of the corporate representative	印	
	人 Representative	(フリガナ) 責任者氏名 Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 ( ) - (内線 )	
	事業種目 Type of business	資本金 Amount of stated capital	百万円 Million yen	
	租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。 I request a mutual agreement procedure between competent authorities pursuant to the provisions of the relevant tax treaty.			

連結子法人 Consolidated subsidiary	(フリガナ) 法人名 Name of corporation	〒 - (局 署)		
外国人 Foreigner	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office			
	代表者氏名 Name of the corporate representative			
	責任者氏名 Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 ( ) -		

相互協議申立ての理由 Reason for the MAP request	<input type="checkbox"/> 事前確認 Advance pricing arrangement <input type="checkbox"/> 我が国課税 Taxation in Japan <input type="checkbox"/> 相手国等課税 Taxation in treaty partner jurisdiction (課税年月日 Date of taxation: 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他 Other
--	---

相互協議の相手国等 Treaty partner jurisdiction relevant to the MAP request

国外関連者等 Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	名称 Name			
本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request			

相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction?  
 有 (西暦 年 月 日) Yes (西暦 年 月 日)  
 無 No.

申立ての対象となる所得金額等 Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request

(連結) 事業年度(年分) Taxable year	円貨による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合) In Japanese yen (Taxation in Japan or in treaty partner)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合) In currency of treaty partner (Taxation in treaty partner)	
	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日	百万円 Million yen	百万円 Million yen	通貨単位 Unit	通貨単位 Unit
合計 Total amount				

租税特別措置法第66条の4の2第1項(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予)等に規定する納税の猶予の希望の有無  有  無

地方税法第55条の2第1項(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予)等に規定する徴収猶予の希望の有無  有  無

改正後

(次葉) (Page 2)

租税特別措置法第66条の4の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の希望の有無》 I request for grace of tax payment prescribed in paragraph 1 of Article 66-4-2 [Grace of Tax Payment under Special Provisions for Taxation on Transactions with Foreign Affiliated Persons] of the Act on Special Measures Concerning Taxation, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No
地方税法第55条の2第1項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予等に規定する徴収猶予の希望の有無》 I request for grace of tax collection prescribed in paragraph 1 of Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] of the Local Tax Act, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No

申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等 Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request

添付書類 Attachments

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)  
(Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc.)

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名 (フリガナ) Name of corporation	
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 -
	代表者氏名 (フリガナ) Name of the corporate representative	
	責任者氏名 (フリガナ) Name of the person in charge	役職名 Position 電話 Tel ( ) -
	事業種目 Type of business	
国外関連者等 Foreign affiliated person / permanent establishment, etc.	名称 Name	
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request	
	相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.	

○税理士等に関する事項

Details of the agent

<input type="checkbox"/> 税理士 Certified public tax accountant	氏名 (名称) Name	印	代理権限等の届出をした税務署名 Name of the tax office where the tax agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 Tax agent ( )	住所 (居所・所在地) Address		
		電話 Tel ( ) -	

※相互協議室処理欄	番号確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )
	整理番号 備考		

※ For official use only

改正前

(次葉)

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -
	事業種目	
国外関連者等	名称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係	
	相手国等での相互協議申立ての有無 <input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無	

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印

※相互協議室処理欄	番号確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )
	整理番号 備考		

改正後

相互協議申立書の記載要領等

- この申立書は次の場合に使用します。
  - 租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条第1項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）若しくは第13条（双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続）又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）第3条第1項（二重課税に関する申立ての手続）の規定に従って、法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社印等を含みます。以下同じです。）又は個人が、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき
  - 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）7-1、平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-1又は平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-1に定める事前確認の申出を行うとともに、法人又は個人が、租税条約の規定に基づく相互協議を求めために、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき
- 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。申立ての対象となる取引の当事者が「連結親法人」又は「連結子法人」である場合は、連結親法人が提出してください。
- 各欄の記載は次によります。各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して相互協議申立書に添付してください。
  - 「申立法人」欄は、申立者が内国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、社印を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
  - 「法人番号又は個人番号」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください（法人番号又は個人番号を有する場合に限ります）。ただし、個人が事前確認に係る相互協議をを求める場合は、個人番号を記載する必要はありません。
  - 「納税地」欄には、申立者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。当該申立者が外国法人又は非居住者であって、当該申立者の相手国等における納税地がこれと異なる場合には、併せて記載してください。
  - 「相手国等における納税者番号」欄には、申立者が外国法人又は非居住者である場合に、記載してください（相手国等において納税者番号を有する場合に限ります。）。
  - 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
  - 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名、本店又は主たる事務所の所在地等を記載してください。「連結子法人」が複数ある場合には、次業に記載してください。
  - 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に記載します。申立者が内国法人又は居住者である場合には、相手国等に所在する国外関連者又は恒久的施設について、申立者が外国法人又は非居住者である場合には、当該外国法人の関連者である内国法人又は我が国に所在する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次業に記載してください。
  - 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じです。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「（額）」と表示してください。（注）この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
  - 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該国税の額に係る加算税の額に関する納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）。また、地方税法第55条の2第1項（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に社印を記載してください。当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
  - 「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。

改正前

相互協議申立書の記載要領等

- この申立書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条第1項若しくは第4項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）若しくは第13条（双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続）又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）（以下、「相続税条約実施特例省令」）といいます。）第3条第1項（二重課税に関する申立ての手続）の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行うときに使用します。
- 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。
- 各欄の記載は次によります。
  - 「申立法人」欄は、申立者が法人である場合のみ、「連結親法人」又は「単体法人」のいずれか一つを選択し、「レ」印等を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。
  - 「法人番号又は個人番号」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください。
  - 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
  - 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。「連結子法人」と「申立法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、次業に記載してください。

相互協議の理由	対象取引の当事者	「申立法人」欄	「連結子法人」欄
	課税・事前確認	連結親法人 連結子法人	連結親法人

- 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に当該移転価格課税等又は事前確認に係る国外関連者又は相手国等にある恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次業に記載してください。
- 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じ。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「（額）」と表示してください。（注）この申立てが相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値（以下「電信売買相場の仲値」）により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。
- 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該国税の額に係る加算税の額に関する納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください（なお、納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）。また、地方税法第55条の2第1項（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
- 「次業」の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。

改正後	改正前
<p>(11) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名(名称)、住所(所在地)及び代理権限等の届出をした税務署名を記載してください。</p> <p>(注) 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</p> <p>4 この申立書には次の資料を添付してください。</p> <p>なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)</p> <p>(2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立者又はその国外関連者等が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じます(連絡先:相互協議第一係:03-3581-5451(代表))。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp">www.nta.go.jp</a>)でも閲覧できます。</p>	<p>4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)</p> <p>(2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立者又はその国外関連者が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じます(連絡先:相互協議第一係:03-3581-5451(代表))。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a>)でも閲覧できます。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">Instructions for Completing the Application Form for the Mutual Agreement Procedure (MAP)</p> <p>1. This form is to be used:</p> <p>(1) where a corporation or individual requests a MAP between the competent authorities of Japan and a treaty partner in accordance with paragraph 1 of Article 12 [Procedures regarding Requests for Mutual Agreement Procedures Related to Taxation Not in Accordance with the Provisions of a Tax Treaty] or Article 13 [Procedures for Requests Related to Dual Residency] of the Ministerial Ordinance Implementing the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act, and the Local Tax Act regarding the Application of Tax Conventions (1969 Ministry of Finance/Ministry of Home Affairs Ordinance No.1)(hereinafter referred to as "Ministerial Ordinance (Income Tax Convention)", or paragraph 1 of Article 3 [Procedures for Requests Related to Double Taxation] of the Ministerial Ordinance Implementing the Act on Special Provisions of the Inheritance Tax Act regarding the Application of the Convention between Japan and the United States of America for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Estates, Inheritances, and Gifts (1969 Ministry of Finance Ordinance No.36)(hereinafter referred to as "Ministerial Ordinance (Inheritance Tax Convention)") pursuant to the provisions of the tax treaty;</p> <p>(2) where a corporation or individual requests a MAP between the competent authorities of Japan and a treaty partner, with a request for an Advance Pricing Arrangement (APA) in accordance with 6-2 of the Commissioner's Directive on the Operation of Transfer Pricing (Administrative Guidelines) issued on June 1, 2001 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-1 and others], 6-2 of the Commissioner's Directive on the Operation of Transfer Pricing for Consolidated Corporations (Administrative Guidelines) issued on April 28, 2005 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-4 and others], 7-1 of the Commissioner's Directive on the Operation of Auditing, etc., for Income Attributable to Permanent Establishments (Administrative Guidelines) issued on June 28, 2016 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-1 and others], 5-1 of the Commissioner's Directive on the Operation of Auditing, etc., for Consolidated Income Attributable to Consolidated Corporation's Permanent Establishments Located Overseas (Administrative Guidelines) issued on June 28, 2016 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-2 and others], 6-1 of the Commissioner's Directive on the Operation of Auditing, etc., for Various Income Attributable to Individual Permanent Establishments (Administrative Guidelines) issued on March 31, 2016 [Document ID: Individual Taxation Division 8-5 and others].</p> <p>2. Submit the Application with attachments to the Office of Mutual Agreement Procedures (the MAP Office). If the party of the covered transaction is a consolidated parent corporation or subsidiary, the consolidated parent corporation must submit the Application and the attachments.</p> <p>3. Follow the instructions below for filling in each column. You may use any other form and attach it to the Application form if there is not enough room in any of the columns.</p> <p>(1) In "Applicant corporation", if the applicant is a domestic corporation, check the applicable box, either "Single corporation" or "Consolidated parent corporation". In the case where the applicant is a consolidated corporation, check "Consolidated parent corporation".</p> <p>(2) In "Corporate number or individual number", enter the corporate number or individual number of the applicant (if any). In the case where an individual submits a request for a MAP (MAP request) with regard to an APA, the individual number is not necessary.</p> <p>(3) In "Place of tax payment", provide the address of its head office or principal office (in the case of a corporation) or the address of domicile or residence (in the case of an individual). If the applicant is a foreign corporation or non-resident and has any other place as a place of tax payment, the address of this place is also to be provided.</p> <p>(4) In "Tax ID number in treaty partner jurisdiction", enter tax identification number in the treaty partner jurisdiction only if the applicant is a foreign corporation or non-resident and has any identification number in the treaty partner jurisdiction.</p> <p>(5) In "Name of the person in charge", enter the name, position and telephone number of the person who is in charge of the MAP request.</p> <p>(6) In "Consolidated subsidiary", enter the name of the consolidated subsidiary and the address of its head office or principal office, if it is the party of the covered transaction in the MAP request. In the case where there is more than one consolidated subsidiary, provide the information on the next page.</p> <p>(7) In "Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.", provide the following information, if the MAP request is regarding transfer pricing taxation, taxation on income attributable to a permanent establishment or APA: in the case where the applicant is a domestic corporation or resident, information of the foreign affiliated corporation or permanent establishment which is situated in the treaty partner jurisdiction; in the case where the applicant is a foreign corporation or non-resident, information of the affiliated corporation or permanent establishment of the applicant which is situated in Japan. In the case where there is more than one foreign affiliated corporation or permanent establishment, provide the information on next page.</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(8) In “Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request”, enter the amount of income and tax of each taxable year which was increased as a result of taxation in Japan or the treaty partner (In the case of a tax withheld, enter the amount which was the subject of the withholding tax and the amount of the tax withheld. The same applies hereinafter). With regard to a tax withheld, indicate “(withholding tax)” before the amount entered.</p> <p>Note: Where the request is regarding taxation in a treaty partner, enter the amount of income and tax increased as a result of taxation in the currency of the treaty partner and in Japanese yen calculated by the middle rate of TTB and TTS on the end day of its taxable year (In the case of an individual, the end day is to be December 31 of that year).</p> <p>(9) If the MAP request is regarding transfer pricing taxation in Japan, check the applicable box to indicate whether the applicant will request grace of tax payment regarding the amount of national tax payable based on the transfer pricing taxation, etc., (as far as such amount is the subject of the MAP between Japan and the treaty partner) and additional tax based on the national tax. In the case where the applicant requests grace of tax payment, “the Application for the Grace of Tax Payment” is to be submitted.</p> <p>Check the applicable box to indicate whether the applicant requests grace of tax collection provided for in Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] or not.</p> <p>Check “yes”, if the applicant requests such grace for even just one tax item. In the case where the applicant requests grace of tax collection, the application for such grace is to be submitted to prefectures and municipalities.</p> <p>(10) In “Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request”, describe the facts to be the subject of the MAP request and the reason for this request.</p> <p>“Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc.” may be used in the case where there is more than one consolidated subsidiary or foreign affiliated corporation.</p> <p>(11) Where this form is prepared and submitted by the agent, check the applicable box, either “Certified public tax accountant” or “Tax agent” and enter such person’s name, address and name of the tax office where the tax agent is registered.</p> <p>Note: “Tax agent” means a person who is appointed by the taxpayer and registered with the District Director of the Tax Office in the place where the taxpayer is to pay tax, under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes, and who is empowered to undertake any necessary procedures on behalf of the taxpayer concerning Japanese national taxes, such as filing a return, application, claim, payment of tax, etc.</p> <p>4. Attach the following materials to the Application: the MAP Office may request additional documents not listed below, if they are considered to be necessary for the process of MAP.</p> <p>(1) If the MAP request is regarding taxation in Japan or in a treaty partner: a copy of the letter of the assessment or other document that proves such taxation, a written description of the facts and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated corporation regarding the taxation (Where the taxation has not occurred, a detailed description how the action of either jurisdictions will result in taxation and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated corporation regarding such taxation.)</p> <p>(2) If the MAP request is regarding taxation in Japan or in a treaty partner, and the applicant or its foreign affiliated corporation has filed an administrative appeal or a lawsuit regarding the taxation: in addition to the documents described in (1), documents indicating that an administrative appeal or a lawsuit has been filed, and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated person, etc., regarding the taxation, together with a copy of the complaint for the administrative appeal or the lawsuit</p> <p>(3) If the MAP request is regarding transfer pricing taxation in Japan or in a treaty partner: in addition to the documents described in (1), documents describing the direct or indirect capital relationship or the de facto control relationship between the parties involved in the transactions that are the subject of the MAP request</p> <p>(4) If the MAP request is related to Article 13 of the Ministerial Ordinance (Income Tax Convention), and the applicable tax treaty or intergovernmental agreements appended to the tax treaty provide items that should be considered in a mutual agreement procedure: in addition to the documents described in (1), documents relating to those items</p> <p>(5) If the MAP applicant or its foreign affiliated corporation has made a MAP request to the competent authority of the treaty partner: in addition to the documents described in (1), a copy of documents explaining that fact</p> <p>(6) Other documents that are relevant to the MAP</p> <p>5. If the attachments are in languages other than Japanese, attach Japanese translations of them.</p> <p>6. Contact the MAP Office without delay in the following cases:</p> <p>(1) If the applicant detects an error or significant change in the Application, the attachments or any other documents.</p> <p>(2) If there is any progress or any change in status of the tax disposition, administrative appeal or APA review in the treaty partner.</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>7. Others</p> <p>(1) A pre-filing consultation is available before a MAP request. Contact details: The MAP Office 0081-(0)3-3581-5451(ex.3715)</p> <p>(2) MAP is conducted in accordance with the Commissioner's Directive on the Mutual Agreement Procedure (Administrative Guidelines) issued on June 25, 2001 [Document ID: Office of Mutual Agreement Procedures 1-39 and others]. This Administrative Guideline is available at the MAP Office, and may also be found on the website of National Tax Agency (<a href="http://www.nta.go.jp">www.nta.go.jp</a>).</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙様式 2 官協〇—〇 平成〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議の合意について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から平成 年 月 日付で行われた下記1の<u>申立て</u>に係る相互協議については、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て  (1) 申立て対象取引を有する法人名  (2) 相手国  (3) 申立ての内容</p> <p>2 合意内容</p>	<p style="text-align: right;">別紙様式 2 官協〇—〇 平成〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議の合意について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から平成 年 月 日付で<u>申立てのあった</u>下記1の<u>法人</u>に係る相互協議については、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て  (1) 申立て対象取引を有する法人名  (2) 相手国  (3) 申立ての内容</p> <p>2 合意内容</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙様式 3 官協〇—〇 平成〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議<u>手続</u>の終了について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から平成 年 月 日付で行われた下記1の<u>申立て</u>に係る相互協議<u>手続</u>については、下記2の理由により合意に至ることなく終了しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て  (1) 申立て対象取引を有する法人名  (2) 相手国  (3) 申立ての内容</p> <p>2 相互協議<u>手続</u>を終了した理由</p>	<p style="text-align: right;">別紙様式 3 官協〇—〇 平成〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議の終了について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から平成 年 月 日付で<u>申立てのあった</u>下記1の法人に係る相互協議については、下記2の理由により合意に至ることなく<u>相互協議</u>を終了しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て  (1) 申立て対象取引を有する法人名  (2) 相手国  (3) 申立ての内容</p> <p>2 相互協議を終了した理由</p>

改正後

改正前

別紙様式4

相互協議申立ての取下書

※ 整理番号	
※ 通関/ルーフ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 結体 <input type="checkbox"/> 親法 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法人名又は氏名		印
		納 税 地	〒 ー	
		(フリガナ) 法人の代表者氏名		印
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)	
		電話 ( ) ー (内線 )		
	事 業 種 目		資 本 金 百万円	

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部/一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ー ( 局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) ー
	事 業 種 目	

(一部取下げの場合の取り下げる事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名(名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所(居所・所在地)	電話 Tel ( ) ー	

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

別紙様式4

相互協議申立ての取下書

※ 整理番号	
※ 通関/ルーフ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 結体 <input type="checkbox"/> 親法 <input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 法人名又は氏名		印
		納 税 地	〒 ー	
		(フリガナ) 法人の代表者氏名		印
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)	
		電話 ( ) ー (内線 )		
	事 業 種 目		資 本 金 百万円	

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部/一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ー ( 局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) ー
	事 業 種 目	

(一部取下げの場合の取り下げる事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">相互協議申立ての取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、個人又は法人が、別紙様式1により相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議手続の終了の通知」を受けるまでの間、申立者が相互協議の申立てを取り下げるときに、使用します。</p> <p>2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、申立者が内国法人であった場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、<u>レ</u>印を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。〔「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。〕</p> <p>(4) 「権限ある当局間の相互協議申立ての(全部・一部)を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれかを選択し、 unnecessaryなものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>(7) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目に<u>レ</u>印を記載し、代理人の氏名(名称)、住所(所在地)及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。</p> <p>(注) 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</p> <p>4 その他</p> <p>相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp">www.nta.go.jp</a>)でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">相互協議申立ての取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、<u>租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵省令第1号)以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。)</u>第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》第1項若しくは第3項若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》第1項又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)以下、「相続税条約等実施特例省令」といいます。)第3条《二重課税に関する申立ての手続》第1項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人、日本国籍を有する非居住者又は相続税法に規定する相続税又は贈与税の納税義務者が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議の終了の通知」を受けるまでの間、申立者が相互協議の申立てを取り下げるときに、使用します。</p> <p>2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、申立者が法人であった場合のみ、「<u>レ</u>連結親法人」又は「単体法人」のいずれか<u>一つ</u>を選択し、「<u>レ</u>」印等を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「<u>レ</u>連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「<u>レ</u>連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「権限ある当局間の相互協議申立ての(全部・一部)を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか<u>一つ</u>を選択し、 unnecessaryなものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>4 その他</p> <p>相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a>)でも閲覧できます。</p>

改正後

改正前

別紙様式5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
- 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※	整理番号	
※	連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 国法人	(フリガナ) 法人名	
	<input type="checkbox"/> 単連	納税地	〒 -
	<input type="checkbox"/> 親法	(フリガナ) 代表者氏名	印
	<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) - (内線 )
		事業種目	資本金 百万円
		連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日	年 月 日

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立て時の状況	<input type="checkbox"/> 単連	(フリガナ) 法人名	
	<input type="checkbox"/> 体結	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ) 代表者氏名	
		責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -
		事業種目	資本金 百万円
		相互協議申立書提出年月日	年 月 日
		相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国等課税 (課税年月日:西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他
		相互協議の相手国等	
	<input type="checkbox"/> 国外関連者等	名称	
		本店所在地等	
	申立ての対象となる取引を有する国内の者との関係		

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印		印
---------	--	---

※相互協議室処理欄	整理番号		備考	
-----------	------	--	----	--

(同 左)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、我が国の内国法人又は連結法人が、別紙様式 1 により我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに 1 部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの□にレ印を付してください（他の連結グループの連結法人となった場合には双方の□にレ印を付してください）。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。</p> <p>なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 他 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp">www.nta.go.jp</a>）でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵・自治省令第 1 号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第 12 条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》第 1 項の規定に従って、我が国の内国法人又は連結法人が、我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに 1 部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの□にレ印を付してください。なお、他の連結グループの連結法人となった場合には双方の□にレ印を付してください。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 他 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（<a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a>）でも閲覧できます。</p>



改正後

納税の猶予申請書の記載要領等

- この申請書は、租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含みます。)、同法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含みます。)、又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含みます。)、の規定に基づき、個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。))が、納税の猶予の申請を行うときに使用します(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。))第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》)により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》)により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。))。
 

(注) 1 納税を猶予できるのは、次に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち、相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。

  - 租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定
  - 租税特別措置法第66条の4第21項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項)において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第68条の107の2第130項)において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定
  - 租税特別措置法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項)において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定

2 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者(連結法人にあっては、当該連結法人に係る連結親法人。以下同じです。))の納税地の所轄税務署長(国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長)に、この申請書2部(正本及びその写し)及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

  - 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な事項を記入してください。
  - 相手国等に相互協議の申立てを行っている場合は、「相手国等に相互協議申立てを行っている場合」欄にシ印を付けてください。
  - 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする申請者の氏名又は名称、住所又は所在地(その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地)、法人番号を記載してください。
  - 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第21項第1号の更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号の更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第21項第3号の更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号の更正決定に係る地方法人税)の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
  - 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする所得税又は法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
  - 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所(事務所及び事業所を含む。))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)を記載してください。

4 この申請書には次の資料を添付してください。

  - 相互協議の申立てをしたことを証する書類(相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。))
  - 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3(未納税額のない証明)を発行することはできません。

改正前

納税の猶予申請書の記載要領等

- この申請書は、租税特別措置法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第11項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第10項《国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含みます。))又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第10項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》)において準用する場合を含みます。))の規定に基づき、内国法人が租税条約の規定に従って、国税庁長官に対し、相互協議の申立てをした場合(外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをした場合を含みます。))に、当該相互協議の申立てに係る同法第66条の4第17項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項)において準用する場合を含みます。以下同じ。))に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第68条の107の2第10項)において準用する場合を含みます。以下同じ。))に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)並びに当該法人税の額及び同法第66条の4第17項第3号(同法第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項)において準用する場合を含みます。以下同じ。))に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額<sup>(1)</sup>(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号(同法第68条の107の2第10項)において準用する場合を含みます。以下同じ。))に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)並びに当該法人税の額及び当該地方法人税の額に係る加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第39条の112の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》に定めるところにより計算した金額を限度として、その納期限(納税の猶予の申請が当該納期限後であるときは当該申請の日)から、相互協議の合意に基づく更正があった日<sup>(2)</sup>の翌日から1月を経過する日までの期間について、納税の猶予の申請を行うときに使用します(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。))第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》)により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。))。
 

(注) 1 納税の猶予は、上記の更正決定により納付すべき法人税の額及び地方法人税の額のうち、相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。

  - 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。

2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者の納税地の所轄税務署長(国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長)に、この申請書2部(正本及びその写し)及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

  - 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な事項を記入してください。
  - 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする法人の名称、所在地(その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地)、法人番号及び代表者名を記載してください。
  - 「更正決定により納付すべき法人税等の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号の更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号の更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第17項第3号の更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号の更正決定に係る地方法人税)の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。
  - 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3)の金額のうち納税の猶予を受けようとする法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその法人税及び地方法人税の事業年度を記載してください。
  - 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所(事務所及び事業所を含む。))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)を記載してください。

4 この申請書には次の資料を添付してください。

  - 相互協議の申立てをしたことを証する書類(相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。))
  - 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第17項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第18項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに当該法人税の額及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類

5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3(未納税額のない証明)を発行することはできません。

別紙様式6-2

担 保 提 供 書															
税務署長 殿					年 月 日										
担保提供者(納税者)					住所(所在地)										
氏名(名称)					印										
納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。															
年度		納期限		本 税		加 算 税		延 滞 税		利 子 税		滞 納 処 分 費		備 考	
納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。										年 月 日		担保物件の所有者		住所(所在地)	
添付書類										氏名(名称)		印			

改正後

別紙様式6-2

担 保 提 供 書															
税務署長 殿					年 月 日										
担保提供者(納税者)					住所(所在地)										
氏名(名称)					印										
納税の猶予に係る下記税金の担保として、次の物件を提供します。															
年度		納期限		本 税		加 算 税		延 滞 税		利 子 税		滞 納 処 分 費		備 考	
納税の猶予に係る上記税金の納税担保として、上記物件の提供を承諾します。										年 月 日		担保物件の所有者		住所(所在地)	
添付書類										氏名(名称)		印			

改正前

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">担保提供書の記載要領等</p> <p>1 この担保提供書は、租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 1 項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 41 条の 19 の 5 第 13 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）<u>、同法第 66 条の 4 の 2 第 1 項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 66 条の 4 の 3 第 14 項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》又は第 67 条の 18 第 13 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第 68 条の 88 の 2 第 1 項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 68 条の 107 の 2 第 13 項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第 33 条第 1 項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、<u>租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 1 項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第 63 条第 12 項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 の規定が、復興財源確保法第 63 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）</u>を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。</u></p> <p>2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。</p> <p>3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、かつ、その所有者の印鑑証明書を添付してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。</p> <p>4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る<u>国税の年分、事業年度</u>を記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">担保提供書の記載要領等</p> <p>1 この担保提供書は、租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 1 項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 66 条の 4 の 3 第 11 項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》又は第 67 条の 18 第 10 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）又は同法第 68 条の 88 の 2 第 1 項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》（同法第 68 条の 107 の 2 第 10 項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）第 63 条第 12 項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、<u>租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 の規定が、復興財源確保法第 63 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）</u>を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。</p> <p>2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。</p> <p>3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名押印を受け、かつ、その所有者の印鑑証明書を添付してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名押印は必要ありません。</p> <p>4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る<u>法人税及び地方法人税の事業年度</u>を記載してください。</p>

別紙様式6-3

住所 (所在地)
氏名 (名称)

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可については不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、単独国税審判官を提出し、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面を提出することとなります。

あなた、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面を提出することとなります。

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予	税	限	本	加	延	利	滞	備
額								
猶予期間 年 月 日から 年 月 日までの期間								
該当条項			該当			担保		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。  
連絡先 ( ) 内線 )

担当  
電話

△

改正後

別紙様式6-3

所在地
名称

あなた（貴社）が、この納税の猶予許可については不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、単独国税審判官を提出し、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面を提出することとなります。

あなた、この処分に対する行政訴訟の提起に関する事項については、裏面を提出することとなります。

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予申請があったあなた（貴社）の国税については下記のとおり許可しましたから、の規定により通知します。

年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
猶予	法人税 地方法人税	限	本	加	延	利	滞	備
税								
額								
猶予期間 年 月 日から 年 月 日までの期間								
該当条項			該当			担保		

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。  
連絡先 ( ) 内線 )

担当  
電話

△

改正前

別紙様式6-4

(所在地)
(氏名)

納税の猶予許可通知書

年 月 日

国税局長 印

年 月 日付であなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者から納税の猶予の申請があった国税等については、下記のとおり、許可しましたので通知します。

納税者	住所(所在地)	氏名(名称)	納税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
猶予税額											
猶予期間	年 月 日から 年 月 日までの期間										
該当条項	該当					担保					

備考：「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( ) 内線 ) 担当電話

△

改正後

改正前

(新設)







別紙様式6-8

住所 (所在地)
氏名 (名称)

納税の猶予取消通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

年 月 日付で納税の猶予を許可しましたあなた(貴社)が担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記の納税者に対し納税の猶予をした国税算については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたので通知します。

納税者		住所(所在地)		氏名(名称)					
納税の	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考
の									
猶予									
取消									
税額									
額									
該	該当								
取	理由								
消									
理									
由									

備考:滞納処分費に附けた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( ) 内線 ) Δ  
担当 電話

改正後

改正前

(新設)



別紙様式6-10

(住所所在地)
(氏名称名)

納税の猶予額変更通知書

年 月 日

国税局長 ㊟

年 月 日付であなたが担保提供又は(連帯して)納税保証され、下記納税者に対し納税の猶予の許可をした国稅等については、下記のとおり金額が変更となりましたので通知します。

納税者		住所(所在地)									
氏名(名称)											
納税者	納税者	年度	税目	納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備考	
猶予	期と										
額	限と										
が	がな										
な	る										
る	に										
納	納										
税	税										
額	額										
の	の										
額	額										
を	を										
担保	担保										
変更理由	変更理由	年 月 日付 どの相互協定の合意(終了・取下げ)により									

備考:「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

連絡先 ( 担当 電話 )

内線 )

△

改正後

改正前

(新設)

改正後

改正前

別紙様式7

仲裁要請書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	要請人	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単	法人番号又は個人番号	↓個人番号の空欄に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください
	結体	納税地	〒 - (局 署)
	親法	(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) - (内線 )
	人	相互協議申立書提出年月日	平成 年 月 日

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -

相互協議の相手国等

国外関連者等	名称	
	本店所在地等	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)	仲裁の要請は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度(年分)に関する説明)	

別紙様式7

仲裁要請書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年 月 日  国税庁長官 殿	要請人	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単	法人番号又は個人番号	↓個人番号の空欄に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください
	結体	納税地	〒 - (局 署)
	親法	(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) - (内線 )
	人	相互協議申立書提出年月日	平成 年 月 日

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) -

相互協議の相手国等

国外関連者等	名称	
	本店所在地等	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲裁の要請の対象事項及び年度	仲裁の要請は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度に関する説明)	

改正後

改正前

(次葉)

(次葉)

仲裁の要請の対象となる所得金額等				
対象となる課税年度(年分)	円貨による表示 (我が国課税及び相手国課税の場合)		相手国通貨による表示 (相手国課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 . . . . .	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合計				

仲裁の要請の対象となる所得金額等				
対象となる課税年度	円貨による表示 (我が国課税及び相手国課税の場合)		相手国通貨による表示 (相手国課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦 年 月 日 ~ 年 月 日 . . . . .	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合計				

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況			
不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は提訴の日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものではありません。

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況			
不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は提訴の日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	西暦 年 月 日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものではありません。

(その他参考となるべき事項)

(その他参考となるべき事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名(名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所(居所・所在地)	電話 Tel ( ) -	

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )	
	整理番号				

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他( )	
	整理番号				

改正後

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。  
なお、仲裁の要請は、相互協議の開始の日から租税条約に規定する期間を経過した日以後に行うことができます。相互協議の開始の日については、国税庁相互協議室から連絡します。

〔注〕「相互協議の開始の日」とは、租税条約の規定に基づき申立てられた事案について、我が国の権限ある当局から相手国等の権限ある当局に対して提示した日又は相手国等の権限ある当局から我が国の権限ある当局に対して提示があった日をいいます。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「要請法人」欄は、要請者が外国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人にかかると要請者は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。
- (4) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名、本店又は主たる事務所の所在地等を記載してください。  
「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人		記載不要
連結子法人	連結親法人	要記載

- (5) 「国外関連者等」欄には、この仲裁の要請が移転価額格課税等に係るものである場合に当該移転価額格課税等に係る国外関連者又は相手国等に有する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (6) 「仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)として該当するいずれかの□欄にレ印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度(年分)に関する説明を記載してください（本欄については英文でも併記してください）。
- (7) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。  
なお、源泉所得税額については金額の頭部に「額」と表示してください。

〔注〕 この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。

(8) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載します。

なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。  
また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含みます。）が既にあった場合に行うことができます。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれにレ印を記載してください。

(9) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。

〔注〕 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

4 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じます（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。

改正前

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項又は第4項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）の規定に従って、我が国の居住者、内国法人又は日本国籍を有する非居住者が、我が国の権限ある当局に仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁の要請は、租税条約の規定に基づき我が国の権限ある当局に申立てられた事案が相手国等の権限ある当局に対して提示された日から租税条約に規定する期間を経過した日から行うことができます。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「要請法人」欄は、要請者が法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、「レ」印を記載してください。連結法人にかかると申立人は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。
- (4) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店所在地、法人名等を記載してください。  
「連結法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人		記載不要
連結子法人	連結親法人	要記載

- (5) 「国外関連者等」欄には、この仲裁の要請が移転価額格課税等に係るものである場合に当該移転価額格課税等に係る国外関連者又は相手国等に有する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。
- (6) 「仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)として該当するいずれかの□欄にレ印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度(年分)に関する説明を記載してください（なお、本欄については英文でも併記してください。）。
- (7) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額、以下同じ。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。  
なお、源泉所得税額については金額の頭部に「額」と表示してください。

〔注〕 この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。

(8) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載してください。なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。

また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含む。）が既にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれ「レ」印を記載してください。

4 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じます（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。

改正後

改正前

別紙様式 8

仲裁要請の取下書

※ 整理番号	
※ 連絡グループ整理番号	

平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 結体 親法人	<input type="checkbox"/> 密法人 (フリガナ) 法人名又は氏名		印
		納税地	〒 - (局 署)	
	法人 責任者氏名	(フリガナ) 法人の代表者氏名		印
		(フリガナ) 責任者氏名 (役職名)	電話 ( ) - (内線 )	

国税庁長官 殿

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、仲裁の要請の(全部一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) (内線 )

(一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話Tel ( ) -	

※相互協議室処理欄	整理番号	備考
-----------	------	----

別紙様式 8

仲裁要請の取下書

※ 整理番号	
※ 連絡グループ整理番号	

平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 連単 <input type="checkbox"/> 結体 親法人	<input type="checkbox"/> 密法人 (フリガナ) 法人名又は氏名		印
		納税地	〒 - (局 署)	
	法人 責任者氏名	(フリガナ) 法人の代表者氏名		印
		(フリガナ) 責任者氏名 (役職名)	電話 ( ) - (内線 )	

国税庁長官 殿

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、仲裁の要請の(全部一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 ( ) (内線 )

(一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印	印
---------	---

※相互協議室処理欄	整理番号	備考
-----------	------	----

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">仲裁要請の取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行った後に、「相互協議の合意の通知」を受けるまでの間、要請者が仲裁の要請を取下げるときに、使用します。</p> <p>2 仲裁要請の取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁要請の取下げと併せて相互協議の申立ても取り下げるときには、この取下書に代えて「相互協議申立ての取下書」を提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、要請者が内国法人であった場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、<u>レ</u>印を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 要請の対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「仲裁の要請の（全部・一部）を取下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれかを選択し、<u>不要なものを二重線にて削除</u>してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度」欄には、この取下書の提出によって取り下げる事項及び年度について記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。</p> <p>(7) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目に<u>レ</u>印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。</p> <p><u>（注）「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</u></p>	<p style="text-align: center;">仲裁要請の取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》第4項又は第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》第2項の規定に従って、我が国の居住者、内国法人又は日本国籍を有する非居住者が、我が国の権限ある当局に仲裁の要請を行った後に、「相互協議の合意の通知」を受けるまでの間、要請者が仲裁の要請を取下げるときに、使用します。</p> <p>2 仲裁要請の取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁要請の取下げと併せて相互協議の申立ても取り下げるときには、この取下書に代えて「相互協議申立ての取下書」を提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、要請者が法人であった場合のみ、「<u>連結親法人</u>」又は「<u>単体法人</u>」のいずれか<u>ひとつ</u>を選択し、「<u>レ</u>」印等を記載してください。連結法人にかかると提出法人は「<u>連結親法人</u>」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 要請の対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「仲裁の要請の（全部・一部）を取下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれか<u>ひとつ</u>を選択し、<u>不必要なものを二重線にて削除</u>してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度」欄には、この取下書の提出によって取り下げる事項及び年度について記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。</p>